

会 議 録 目 次

平成 2 4 年第 7 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 4 年 1 2 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	4
	○岡田良訓議員	4
	○西山勝子議員	1 6
	○渡辺善隆議員	2 9
	○宗像啓之議員	3 3
	○前田勝男議員	4 0
日程第 2	第38号議案 海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
日程第 3	第39号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
日程第 4	第40号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	5 3
日程第 5	第41号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	5 4
日程第 6	第42号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
日程第 7	第43号議案 海田町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	5 5
日程第 8	第44号議案 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定について	5 5
日程第 9	第45号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	5 6
日程第 1 0	第46号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	5 6
日程第 1 1	第47号議案 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める	

		条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
日程第 1 2	第48号議案	海田町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定について・・・・・・・・	5 7
日程第 1 3	第49号議案	海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について・・・・・・・・	5 7
日程第 1 4	第50号議案	旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について・・・	6 1
日程第 1 5	第51号議案	平成 2 4 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）・・	7 1
日程第 1 6	第52号議案	平成 2 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・	8 3
日程第 1 7	第53号議案	平成 2 4 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・	8 4
日程第 1 8	発議第 8 号	海田町議会基本条例の制定について・・・・・・・・	8 6
日程第 1 9	発議第 9 号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	8 8
日程第 2 0	発議第10号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・・・	8 9
日程第 2 1	発議第11号	海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	8 9
日程第 2 2	発議第12号	海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	8 9
		（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 0

会 議 録 (第 2 号)

-

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部         | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部         | 長 | 内 田 和 彦 |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 窪 地 満   |
| 建 設 部         | 長 | 北 山 忍   |
| 会 計 管 理 者     |   | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 部 次       | 長 | 臼 井 真   |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課         | 長 | 花 本 則 之 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 | 長 | 石 木 義 博 |
| 住 民 課         | 長 | 加 藤 一 生 |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長 | 武 田 昭 典 |
| 教 育           | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次         | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 小田原 かおり |
| 生 涯 学 習 課     | 長 | 中 垣 雅 彦 |
| 水 道 課         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 収 税 対 策 室     | 長 | 海老原 由 訓 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査         | 森 原 宏 生 |
| 主 事         | 利 光 裕 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 38 号 議 案 海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の  
制定について

日 程 第 3 第 39 号 議 案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 4 第 40 号 議 案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準等を定める条例の制定について

日 程 第 5 第 41 号 議 案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
等を定める条例の制定について

日 程 第 6 第 42 号 議 案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の  
制定について

日 程 第 7 第 43 号 議 案 海田町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定  
について

日 程 第 8 第 44 号 議 案 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準  
を定める条例の制定について

日 程 第 9 第 45 号 議 案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設  
置に関する基準を定める条例の制定について

日 程 第 10 第 46 号 議 案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関す  
る基準を定める条例の制定について

日 程 第 11 第 47 号 議 案 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例

の制定について

日 程第 1 2      第 48 号 議 案    海田町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の  
制定について

日 程第 1 3      第 49 号 議 案    海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水  
道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日 程第 1 4      第 50 号 議 案    旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について

日 程第 1 5      第 51 号 議 案    平成 2 4 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）

日 程第 1 6      第 52 号 議 案    平成 2 4 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

日 程第 1 7      第 53 号 議 案    平成 2 4 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程第 1 8      発 議 第 8 号    海田町議会基本条例の制定について

日 程第 1 9      発 議 第 9 号    海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日 程第 2 0      発 議 第 10 号    海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい  
て

日 程第 2 1      発 議 第 11 号    海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

日 程第 2 2      発 議 第 12 号    海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○副議長（崎本）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦勞様でございます。本日は議長が所用のため、その所要が済むまで副議長の私が議事を進行いたします。ただいまの出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を行います。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 22 に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（崎本）日程第 1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。7 番、岡田議員。

○ 7 番（岡田）おはようございます。7 番、岡田です。4 点について質問いたします。1 番目、安心安全の町づくりについて、3. 11 以降、海田町においても、町民の皆さん方の防災意識が高まっています。海田町は海拔が低く、大潮のときは住宅地よりも瀬野川の堤防を挟んだ川の水面の方が高い時があります。また瀬野川の上流に雨が降れば、河川敷の遊歩道も水没することもあります。山も急斜面があり、下から見上げれば崖崩れが起こりそうな地域もあります。住民から不安だとの声が上がっています。そこでお尋ねをいたします。1、災害時に逃げ込める避難所にもなる防災センターのような施設を設けてはいかがでしょうか。学校や大型店、高い建物、いろいろな選択肢がありますが、防災専門の建物があってもよいのではないのでしょうか、町長のお考えをお尋ねいたします。2、福島原発からの放射線はいまだに非常に高い濃度で出続けています。放射線量はどうか、町民は心配をしております。南区にある広島県の線量計はインターネットでいつでも見るそうですが、海田町ではどうか、町民は知りたがっています。線量計を浄水場など町民全体に影響を及ぼすところに何台か置いてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。2 番目に、年末年始の生活相談の開催について、不況が一層深刻になり、非正規労働者が増え、生活が苦しいと多くの人が将来に不安を抱きながら年越しを迎えようとしています。健康保険や年金などを掛けたくても掛けられない、今の暮らしは年金生活者にとっても辛いものだという声が寄せられています。ひとり暮らしの高齢者、失業や病気で働けなくなっている人たちを対象に、今年の年末も行政による生活相談をされることを希望いたします。町長の見解と計画をお尋ねいたします。3 番目に、国民健康保険について、海田町は 2012 年度 6 月 1 日の広島県の資料によると、国民健康保険の滞納世帯は 451 世帯、短期保険証は 328 世帯となっています。国や県は国保料の上限を 93 万円に引き上げる検討もされています。生活費に食い込むような負担になります。このままだと国保を払えない世帯がもっと増えることが予想されます。以上のことからお尋ねをいたします。国保の滞納世帯に対する取り立てや差し押えなど、海田町での実態はどのようになっているのでしょうか。滞納金額を払えない世帯には家族構成や収入、仕事の状況などを調査し、考慮しておられますでしょうか。支払い困難な世帯には生活保護や就職の斡旋なども含めた収納対策が必要になります。また、今後の国保がどのようにあるべきか町長にお伺いいたします。4 番目に住宅リフォーム助成制度について、今、住宅リフォームの助成は何%執行されておりますでしょうか。業者の方も非常に喜んでおられます。来年度継続をされることを期待しますが、計

画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。以上です。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。岡田議員の質問に答弁をいたします。まず安心安全なまちづくりについての質問でございますが、1点目については本町においては避難所は町内の公共施設等に設置することにしておりますので、ご提案の防災に特化した建物の建設については考えておりません。2点目についてはこれまでも答弁していますとおり、広島県では県内5カ所において放射線量の測定をされており、その結果を見ましても人体に影響のない微量の放射線量しか検出されておりません。こうしたことから、町独自の測定は必要ないものと考えております。続きまして年末年始の生活相談窓口の開設についての質問でございますが、生活に不安を抱える方々を支援するため、昨年同様12月29日に開設する予定としております。続きまして国民健康保険税の滞納世帯に対する取り組みについての質問でございますが、実態を把握した上でそれぞれに応じた指導をし、悪質な滞納者に対しては差押えなどの収納対策を行っております。次に今後の国保がどうあるべきかについては、国民皆保険制度の中で国民健康保険を持続していくために、被保険者に応分の負担をいただくことはやむを得ないことと考えております。次に住宅リフォーム助成についてでございますが、執行状況は11月末時点で99%でございます。事業の継続については今年度限りで終了したいと思います。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）それでは再質問させていただきます。放射線の線量を何回か取り上げてお尋ねしておるんですけども、ここだったら南区の県の保健センターですかね、あそこにあって、何回か皆さん方行かれたと思うんですけど、説明を受けてもね、ものすごく専門的いうんか、わかりづらいんですよ。なんかこう地域性いうんですかね、広島は花崗岩の所から、そこらからちょっと他の所よりも高くなってるのはそのせいだとか何とか、そういうふうなことで煙にまかれるいうんですかね、なんかこうよくわからないところがあるんですよ。実際に皆無いうんですかね、そんな高くないもので実際何カ所か測ってみたら、ちょっと高いところがあるというふうなことなんで。ものすごく向こうにあるのは専門的なものみたいなんで、セシウムとか何とかかんとかがちょっと高くてもそれは大丈夫だとか何とかいうふうなことを言われるんですけども、実際よくわからないんですよ、私たちは。やはり町で責任を持ってある程度安心安全ということ

で、そういうふうなもので今は安全ですよとか、そういうふうなことで測ってほしいとか、設置をしてもらいたいんですよね。さっきも言いましたように放射線いうんか、高い濃度が出続けたり、ある時は高いいうんか度を越えたようなのが放出されとるといふうなことをテレビやなんかでちょこちょこ報道されるんですけども。やはり安全な対策を取るためにも学校であるとか浄水場であるとかいうふうなのは必要ではないかと思うんですけども、見解をお願いいたします。

○副議長（崎本）総務部次長。

○総務部次長（臼井）放射線量の測定につきましては、先ほど町長の方も答弁いたしておりますし、以前からも答弁しておりますとおり、南区、県が測定しているデータを見ましても人体に影響のあるような値が出ておりませんので、町として独自に放射線量の測定器を設置するということは考えておりません。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）以前からそういうふうな答弁だったんですけども、やはりたちまちすぐというふうな放射線の特に内部被ばくの問題ですよ。何年か経ってから症状が出てくるというのが一つ特徴いうか、そういうふうなかつこうになつとるんですよ。そのためにもやはり以前はどうだったかというふうな検証いうんですかね、やっぱりそういうふうなのもしなつた時に必要になってくるわけなんですよ。そういうふうなためにはやはり今、本当に安全なんかどうかいうのをやはり通知いうんか、見とく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところお願いいたします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）先ほどいみじくも岡田議員自らおっしゃられたんですがですか、正確に測ろうと思えば精密な機械で専門的な職員が測るという必要がございます。そういうふうに測っている所で人体に影響がないという判断をされている中で輕易な機械を専門的知識がない町の職員が測ることが、果たして本当にそっちの方が信頼性があるのかという問題があらうかと思います。現段階では、特に広島県についてはその影響が言われていない、そういう中ではやはり専門的な施設での測定がそんなに海田町から遠い距離で測られてるわけではございませんので、南区の県の施設で測られている数値、これをずっと見守ってまいりたいと思います。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）地域的にもものすごく結構ばらつきがあると思うんですよ。高さとか普

通の階なんかで測っても地面と 1.5 メーターとかもうちょっと高いところではそれぞれ変わってくるというふうな状況なんですね。それで浄水場であるとかね、やっぱり飲み水ですからね、そういうふうな所は最低でも毎日測れとかいう、やっぱり定期的にでもね、やっぱり測定をすべきじゃないかと思うんですね。そういうふうなデータの蓄積がなかったら、もし何年か後にそういうな症状が出た場合いうふうな時にこれはあれが原因じゃなかったかいうふうなのが、なかなか言えんようになってくるわけなんですよ。そのためにもやはりある程度事前に本当に安全なんかというふうなのは測るべきじゃないかと思うんですけど、もう一度お願いいたします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）福島からの距離、その他を考えました時に、海田町内において実際に測るものと南区において測るもので、そんなに誤差が出るというふうに考えておりませんので、現段階ではやはり正確、精密に測られている南区のデータをもって注視してまいりたいと思います。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7 番（岡田）それでは防災センターなんですけども、特化したもの、なかなか今までの避難所があるからそれを利用してくれというふうなことなんですけど、やはりあの 3. 11 がやっぱり皆さん方の防災意識いうんですかね、それが変わってきとるわけなんですよ。やはり今の東南海ですかね、そういうふうなのがあって津波がどの程度くるのかいうのはシミュレーションされておりますけれども、なかなかやっぱりそういうふうな専門の施設いうんですかね、そういうふうなのがある程度いるんじゃないかと思うんですよ。例えば今の中学校のプールの跡地をああいいうふうにされたんですけど、プールなくしてグラウンドのようにされて。あそこ海拔があんまり浸水するというふうなことがあるんですけど、あそこらをなんか利用できないかないいうふうなことも思うんですけど、そういうふうな全く今までの避難所いうんか、そういうふうなのだけで今からよいというようには思われちゃおらんと思うんですけども、なんかこの今までどおりというふうな方針なんでしょうかね。

○副議長（崎本）総務部次長。

○総務部次長（臼井）先ほども町長の答弁の中にありましたように、現時点では町の町内にある公共的施設、学校であるとか公民館であるとか、そういった施設を避難所として指定しております。今後の見直しの中で以前から出ております、低い所にある避難所に

ついでの見直しというのは考えていかなければいけないと思っております。あくまでも現時点では既存の施設を利用しての避難所開設を考えております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）例えば新しい施設を造ることになってくると、かなりの費用がかかると思うんですけども、やはり安全安心という面でやっぱり今の3.11から意識がころっと変わったんですかね。そんな大きな地震起きちゃせんよと言われよったのが、同時にあんな大きなのが起きるというふうな、今まで想定されいないことが実際起こるわけですからね。やっぱりそれに対するある程度の備えいうんですかね、そういうふうなものはいるんじゃないかと思うんですけども。今の避難所に対しましても、そんなに海田は海拔の高い所じゃないですからね。やはり今の避難指定場所いうんですかね、それで大丈夫かな。例えば福祉センターなんかそうなんですよね。あそこで大丈夫かというふうなのは、皆さん方思っておられるんですよね、町民の方。なんかこう今の海田小学校ですよ。あそこらでも本当に何かあった時に避難をしとる所にまたなんか災害が、皆さんが集まった時に災害が起こる、集まるとる時に更に災害が起こるんじゃないかというふうなことも考えられるわけなんです。その時にやっぱり何かそういうふうな中心的になる建物がいうか、あれが、今すぐいうわけじゃないんですけどもね、やっぱりそういうふうな計画いうんか、そういうふうなものを建てることも必要なんじゃないかと思うんですけども、もう一度お願いします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）やはり海田町の場合には公共施設自体の老朽化が進んでおりますから、そういったところの計画的解消は必要かと思えます。しかしながら今のそういう状況の中で防災に特化した建物、今おっしゃるんでいくと相当高層なものを建てると。そうした場合に日ごろの使い方、その他を含めた時に現実的ではないんじゃないかなと。それはやはり昨今も民間業者と協定を結びましたけども、ある程度高層な建物を持ってらっしゃる所の上層階を緊急的な避難場所に使わせていただくとか、そういう補完措置で十分だと思っておりますから、まずはその避難場所になっている所でも耐震性に問題があるような所もあるわけですから、そういったところの改修から進めていきたいと思えます。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）これからどうなるかわかりませんが、庁舎もこの場所でいいんか、他の

所にいくんか。例えばこの場所だったらいろいろと改修せんといけんと思うんですけど、そういうふうな時に一緒にそういうふうな防災のある程度、設備を付属するいうんですかね、そういうふうなことは、どこに移ってもですね、庁舎がね、そういうふうなの付属して造るというふうな考えはないのかお尋ねします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）当然に庁舎につきましては防災の拠点、いわゆる避難とかいうんではなしに、そういう時の防災機具を置くための拠点としての機能が必要となつてまいるとは思いますが、防災に特化した施設というのは考えておりません。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）考えておられないということなんですけれども、これは是非考えてね、安心安全のためにお願いいたします。それと年末年始の生活相談ということなんですけど、12月29日に開いてもらえるということなんですけれども、これよろしくお願いいたします。それと健康保険税のことなんですけども、海田町は健康保険の加入の世帯が3,900、4,000まではいかんのですけど、それぐらいの世帯があつて滞納世帯が451人ですかね。6月の今年の県の資料みたいなんですけど、資格証明が4世帯。資格証明は他の市町村に比べればかなり少ないと思うんですよね。本当に悪質だと思うんですけれど。それと短期証が他の町に比べてちょっと多いような気がするんです。多いいうても、そりゃ分割で払って下さいというふうなかつこうにして努力されておると思うんですけれども、取り立てと払って下さいというのは表裏一体のようなかつこうだと思うんですよね。それで今いろいろな差押えとかなんかをされとるというふうなことを言われたんですけれども、この実態ですよ、健康保険に限っての。他の住民税とかなんかも同じようなかつこうでやられておると思うんですけれども、取り立てとかそういうふうな実態はちょっとどうなつとるのかというのをお願いいたします。

○副議長（崎本）収税対策室長。

○収税対策室長（海老原）国保の世帯に対する取り立てといいますか、国民健康保険の加入に伴い健康保険証いうのを交付させていただいておりますので、滞納のない正規の保険証の有効期限が通常1年ということで、更新され、1年更新で滞納がない場合は郵送させてもらってます。先ほどですね、保険税が翌年度になって前年度が未納の世帯に短期証いうのは今さっき言われた328ですね、を交付する形で、1年3回ですが、10月と1月と5月の4カ月の有効期限の短い保険証を交付した時に役場に取りに来ていただ

くことになりますので、その中で納税の折衝とか行い滞納金を払っていただくような努力をさしていただいております。それと滞納金を払えないようなことの申し立てがあれば、まず実態調査とかを行わせていただいて、世帯の経済状況などを把握さしていただいております。過年度分に滞納がある方については無理のない範囲で分納計画ですかね、提出してもらって納税折衝を行い、無理のない返済を浸透させていっております。差押えはですね、今年 24 年度が 10 月末現在で町税全体では 16 件させていただいてまして、国保がそのうち 2 件。加入者の中の国保が 2 件ということですね。16 世帯の 2 件の割合から見たら 12% であります、国保加入世帯の 3,970 世帯からの割合でいくと 0.05% 実施というようになっております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7 番（岡田）それでいろんな相談にのっておられるということなんですけれども、以前に他の議員の方も質問されたことがあると思うんですけども、取り立ていうんですかね、払って下さいというふうな時に言い方いうんですかね。隣の方がおられて、役場の担当の方が行かれたと思うんですけど、その時にその家は留守だったそうなので大きな声で居留守つこうとるんかというふうなことで隣の人がびっくりしたと。なんかサラ金か何かの業者の人が取り立てに来たんかなというふうな言葉遣いだったそうなので。後から聞いたら、あれは役場の方から取り立てだったというふうなことで、この取り立て非常にびっくりされたというようなことがあったらしいですよ。そういうふうな状況いうふうな、そういうふうな取り立ていうんですかね、そういうふうなことを把握されとってですかね。

○副議長（崎本）税務課長。

○税務課長（花本）取り立てのお話だと思うんですが、我々は滞納世帯に対してまず電話催告、役場に来ていただいて相談あるいは悪質な方に対しては訪問催告をしたりして、そういう中で折衝を行っております。決してそういうふうなきつい取り立てとかしないようなことで職員の方にも話をしておりますし、実際そうはいいましても相手方の自分の都合のことばかり言われる方もいらっしゃいます。そういう中でのやりとりの中で行われておる部分がありますけども、常識の範囲内での対応をするように心がけてやっております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7 番（岡田）私が聞いたり、他の町民さん、どう見ても常識の範囲じゃないようなね、

本当に取り立ていうんか、普通のサラ金の取り立てと同じような言葉遣いいうんか、脅すと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、結構きつい言い方いうんか、そういうふうなのをされておったというふうなことがあって、そういうふうな取り立ていうんですかね、そういうふうな中で仕方なしに払うから短期証、資格証明から短期証になっていくんじゃないかというふうな気がするんですよ。いわゆる表裏一体いうんですかね、というふうな取り立てを含めて、そういうふうになってるんじゃないかと。担当者によってもいろいろ違うんでしょうけど。そういうふうな無理のないいうんか、あんまり無理がないいうて、払ってもらえる、本来払うべき人が払わんようなのはちょっと具合が悪いんですけどね、そういう無理な取り立ていうんか、支払い方法いうんか、そういうふうなのがあるような感じがするんですけども、そういうふうな特別、無理のない常識の範囲内というのは指導いうか、教育というか、そういうのはされとるんでしょうかね。特にあの取り立てというのは、ちょっとなかなか他の職員さんいうんですかね、難しい部分があると思うんですけどもね、そういうふうな本当に相手の立場に立ったようなやり方いうのをやられとるんかどうか、お願いいたします。

○副議長（崎本）税務課長。

○税務課長（花本）滞納者に対しましては、国保税に関して過年度以前に滞納をされている方は、短期証という保険証を1年に3回に分けて4カ月ごとの更新で行っております。そういう中で、更新時には通知を出しまして役場に来ていただく中で、納税相談あるいは納税折衝を行う中で、払っていただきたいというふうな話をする中で、本来であれば一括納付というものを分割納付をして下さいというふうな話で承認を向こうから要望があれば承認しております。それでも尚且つ払わない、約束を守らない、また役場が電話しても全然出ないとか、会うことができないような、お金も払わない、1年以上も放っとくような方に対しては、ある程度やはり税負担の公平の原則からしても我々は訪問をしてですね、そこらの事情いうんか、訪問と申しますか、電話をしたり訪問したりしてですね、やはりそういうことを相手の方に伝えるということの責務がありますもので。これも先ほど申しましたように無理のない範囲での対応はしておりますけども、ある意味、相手方の言い方にしては別の意味で毅然とした態度で我々も折衝するいうところもありますので、そういう意味のことを職員も含めて指導をしながら事務を進めておるところでございます。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）当然、電話で役場に来て下さいと言ってもなかなか来れないと。こちらからは職員の方出向いて、その時の対応のことだと思うんですけど、やっぱり毅然として対応してもらわにゃ困るんですけど、常識の範囲内でね、やっぱりサラ金の取り立てのような今、聞いていったら、約束をしていついつ行くからおって下さいというふうなことで、当然、事情があつて家出られたら居留守つこうとるんかと、近所に聞こえるようなね、そういうふうな対応いうんですかね、そういうふうなのはちょっとまずいんじゃないかというふうな気がいたします。やめるような指導いうんですかね、そういうふうなのをお願いいたします。それと国保のあるべき姿いうんですかね、それで応分な負担をしてもらうというふうなことを言われたんですが、今から、国保いうのはご存じのように経済的な基盤の弱い方、自営業者とか、そういうふうな方が入っておられるんですけども、これから消費税やなんかが10%なんかに上がったら、ますますこの不景気なってくるというふうになったら、ますますこの国保の払えない世帯いうか。極端にいうたらなかなか病院に行けない世帯なんかが出てくると思うんですよね。それで医療費は海田は病院多いから、結構医療費かかるんだと言って、その他、健康づくりの施策をいろいろやっておられるんですけどもね、それだけではやっぱり医療費の抑制いうんですかね、そういうふうなのはどうしても避けられないと思うんです。それでその一環で、さっき副町長言われましたけども、県で広域化というかっこうが望ましいじゃないかと言われたんですけど。広域化したらその分だけ保険税が上がってくるかっこうになってくると思うんです。やはりこれは国保に対する国の補助いうんですかね、これが以前に比べたら半分ぐらい減ってるわけですからね。これを元に戻すというふうな、そういうふうなことをしない限りいつまでたってもこの国保というのは、海田に限らずどこの市町でもそうなんでしょうけどもね、やっぱり赤字になると。赤字になるから一般財源から繰り入れというふうなかっこう、値上げしないと思えば、引き上げしないと思えばそういうふうになるんでしょうけど、これは正常な状況じゃないと思うんです。そこに対する社会保障ですかね、これもう。国が補助を元に戻すとか、以前のような補助率に戻すとか、そういうふうなことをね、やはり国に対して言わなかったら本当に国保そのものが海田でなくても他の市町村でもパンクしてしまう。病院にも行けないと、そういうふうな世帯がどんどんどんどんこれから増えてくると思うんですけども、その辺のところを踏まえてどういうふうな格好にされますかということなんですけども、もう一度お願いいたします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）国民健康保険税につきましては先ほど町長申しましたように、現在のいわゆる日本の誇る国民皆保険制度という形で成り立っていると思います。ただ、そういう中で町としてじゃあどうするのかと言われると、その分の負担をいただく中で運営をしていきたい。ただ議員おっしゃる通り、市町村という自治体ではある意味どうしようもない運営状況になっておると思いますので、せめて県、できましたら国一律というようなところでやっていただいて、その負担割合がどうあるべきかというのは国全体的で議論していただくべき性格のものではないかというふうに考えております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）当然そうなんですけども、その時、町長もね、このいわゆる地方から吠えたというんですかね、そういうふうなことを言ってもらわないとですね、国やらに対してね、やはり本当にね、破綻をするいうんか、それこそものすごく保険税が上がるとか、そういうふうなかつこうの中でますます滞納世帯が増えると。病院に行けない、行くことができないと。これからのどんどん高齢化になってきて、そんなに保険税収入も景気が悪い中ね、収入が増えるいうふうなことは難しいような気がするんですけどもね。その中で維持をしようと思ったら、やっぱり社会保障という立場を前面に出して国に対してですね、もう少し今までの下げとるわけですからね、国の負担率を。それをもとに戻すというふうなことをね、やっぱり言ってもらわないと、声を出してもらわないと本当にね、やっぱり病院に行けなくなって手遅れになってしまういうふうな実態が出てくるような、出てくると思うんですよね、気がするだけじゃなく、出てくると思うんですけれども。そういうふうなものを防ぐためにもやっぱり町長にですね、国に働きかけて欲しいんですけども、そこらへんの決意をお願いいたします。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）現在、毎年町村会を通じて国・県へ要望しております中で、現在の海田町で一番重点を置いておりますのはこの国保の見直しでございます。これにつきましては本町だけではなくに、他の8町も重点を置いておられますので、町村会の重点要望。併せまして市長会も同じようにされておりますので、県内の23自治体からの一番の要望という形で行っておりますし、現在、県の市町行政会議という市長とそれから知事、市長と町長が話をする会議がございますが、そこでの議論というのもこの国保の問題というところが一番大きな形となっております。そういう中では本町としても現在の保険

制度では無理があるという形で大幅な制度改革というのをそういう席で町長も発言しておりますし、常日頃の要望活動、要望書を提出するような時にも、この国保の問題については安定的な制度になるようにという要望を続けておるところでございます。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）国保の加入世帯の所得ですよ。これが1990年ですかね、240万ぐらいの所得があったらしいんですけど、2010年だったら100万円下がって140万ぐらいの所得になっておると。でも掛金いうんですか、保険税は上がってきておるといふうなことなんですよ。このままでいったら本当にね、やはり払えないし。本来だったら払える保険税にすべきなんですけど、そういうふうなことを踏まえてですね、やはり協力いうんですかね、国やなんかに申し入れをしてもらいたいと思います。それと住宅リフォームなんですけども、執行率は99%ぐらいで。来年はやらないということなんですけども、続けて欲しいんですけども、なぜやられないのかというふうなところをお願いいたします。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）本制度ではですね、特定財源の導入がございません。全くの純単独で導入しております。日に日に財政状況の厳しい状況もございますので、当初この導入をした時からの説明の通りですね、今年度限りで終了したいという具合に考えております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）ある程度、経済波及効果ですかね、地元の業者使われるわけで、地元の業者をお願いをするわけですから、ある程度経済波及効果があったと思うんですよ。それで財源が厳しい言われたらそうなんですけど、それ以上のことはあったんじゃないかと思うんですよ。だから全額いうんか、今年度のような800万円は無理にしてもですね、いくらかでも下げてでも継続すべきではないかと思うんですけど、その辺のところお願いいたします。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）当初導入するときからですね、経済波及効果もやはり考えての導入でございます。期限を切つての地域経済の活性化という意味で導入させていただいておりますので、当初通り、お約束通り1年で終了していきたいと考えております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）ある程度続けたら、ほじゃあ自分もやってみようかというふうなことはあると思うんですね。1年だったらシュッとサッと去ってしまうような、そういうふうな感じがあると思うんですよね。例えばこれを使おうと思うと、でももうちょっと考えてみようかと、来年もあるんじゃないかと、そういうふうな感じの中でやるんですからね。ある程度、例えば2、3年とか続ける必要があるんじゃないのかと思うんです。これがあまり使われないというふうだったらちょっと別かもしれませんけどね。やはり結構執行率も高いというふうなことの中で、もう1回来年も継続いうふうなことをしてもいいんじゃないかと思うんですけど。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）今このリフォームは今年度限りでございますが、あと木造耐震改修とかですね、そういった補助制度で安心安全のまちづくりとともにですね、地域経済の活性化に役立つ事業というのは私ども構えておりますので、そちらの方でも対応できると思っておりますので、予定どおりちょっと1年で終了したいと思っております。

○副議長（崎本）岡田議員。

○7番（岡田）まだ予算が確実に決まったわけじゃないと思うんですけどもね、是非ともね、せっかく喜ばれとる制度ですからね、これは1年で予定通りと、廃止いうんか、やめるんじゃないくてね、やっぱりもう少しね、考えていただいてね、続けるような方向いうんか、そういうふうなので予算も編成してもらうようにね、要望いうんか、お願いをしときます。以上で終わります。

○副議長（崎本）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。5項目、12に対して質問いたします。まず最初に、配偶者暴力相談窓口設置及び基本計画の策定についてでございます。配偶者からの暴力に怯えることなく暮らすことができる社会の実現に向け、国の基本方針に即した広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画を県が策定されました。計画期間が2期目ですけれども、平成23年度から平成27年度の5カ年でございます。そこで質問いたします。市町の努力義務とされた基本計画策定と配偶者暴力相談窓口の設置の件ですが、我が町の策定設置目標は何年度を計画されていますでしょうか。また、若年層への教育啓発はどのように推進される計画でしょうか。次に図書館蔵書整備についてでございます。読書は人間にとって重要な時間です。第4次海田町総合計画前期基本計画の中にあります、平成23年から25年、平成24年から26年の実施計画において590

万円が計上されております。しかし決算額で見ますと、平成 21 年度 860 万 4,000 円、平成 22 年度 732 万 3,000 円、平成 23 年度 547 万 5,000 円でございます。また図書貸出冊数は平成 21 年度が 23 万 9,890 冊、平成 22 年度は 21 万 7,705 冊、平成 23 年度は 19 万 6,150 冊でございます。そこで質問いたします。町民にとって図書館の位置づけはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。次に決算額と貸出冊数の相関はどのように分析をされておられますでしょうか。次に使える資料と使えない資料を見きわめ、選定をしていくという考えを評価の中で述べておられますけども、この見きわめで選定をされて新しい資料にされるのはいつでしょうか。4、新設をされました幼児・児童コーナーを充実させるためには予算の見直しが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。次に総合型スポーツクラブの創設を、でございます。同クラブは地域住民が主体となって運営をするため規模や活動内容は様々ですが、幅広い世代がそれぞれのレベルや志向に合わせた多種目のスポーツを楽しむことができるのが特徴でございます。スポーツ人口の裾野を広げる好機として誰もが気軽にスポーツに親しめる総合型スポーツクラブを創設されるお考えはありませんでしょうか。次に旧広島法務局海田出張所利活用構想についてでございます。平成 24 年 11 月 8 日の全員協議会において、法務局海田出張所跡地を購入し施設改修の上、仮称シルバープラザとして再活用するとの説明を受けました。現在ある老人集会所、シルバー人材センターを受け入れる構想でございました。しかし跡地利用は今後考えるということでありました。それにつきまして質問いたします。もし購入をし施設を改修するためには、その費用の積算はどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。次に老人集会所がなくなってしまうんですけども、その機能はどのようにお考えでしょうか。また老人集会所の解体費用はどのように積算されていますでしょうか。次に跡地には保育所機能を含めた施設を考えてはどうでしょうか。最後に総合公園第 2 期整備区域について質問いたします。第 4 次海田町総合計画に、1、公園緑地の計画的な整備、住民に親しまれ、利用される公園緑地を確保していくため、計画的な公園緑地の整備・充実と魅力づくりに取り組みますとあります。そして具体的施策として、海田総合公園の整備・充実、海田総合公園の整備を計画的に進めます。農林事業の里山整備を利用しキャンプ場を整備いたしますと掲げておられます。そこで質問いたします。整理期間は変更、変更となり平成 27 年度となっておりますが、平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年の具体的な計画はどのように立てられてますでしょうか。次に平成 21、22、23 年度はキャンプ場の用地購入に予算

計上されておられません、なぜでしょうか。次に平成 21 年 3 月 30 日付けで事業計画の変更が認可されております。それはキャンプ場の施設整備が縮小されていますが、事業としての削減率はどのようになっておりますでしょうか。最後に削減された整備は今後どのようにお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の 1 番目、4 番目、5 番目については私から、2 番目、3 番目については教育委員会から答弁をいたします。まず配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定についての質問でございますが、市町においては努力義務であり、基本計画で策定することは考えておりません。相談窓口の設置については、現在こども課で対応しているところですが、相談機能の拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。また若年層の教育啓発については、広報等を通じて人権意識の高揚や男女平等意識の定着を図るよう働きかけていきたいと思っております。続きまして、旧広島法務局海田出張所利活用構想についての質問でございますが、1 点目についてはまだ構想の段階であり、今後改修内容を検討した上で費用の積算を行うこととしております。2 点目については、老人集会所機能は地域のいきいきサロンなどにも十分対応できるよう工夫していきたいと考えております。また、現在の海田老人集会所の解体費用については、積算はしておりません。3 点目につきましては、まずこれらの機能を旧法務局跡地に移転した上で、他の公共施設の老朽化の状況や住民ニーズなどを踏まえながら、跡地の有効活用について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。続きまして、総合公園第 2 期整備区域の関係についての質問でございますが、1 点目については、平成 25 年度及び平成 26 年度で用地買収、27 年度は施設の整備を計画しております。2 点目につきましては、他の事業の用地取得を優先する必要があったことから、この間事業を一時休止したものであります。3 点目につきましては、工事費ベースで約 75%の削減率となっております。4 点目につきましては、見直し案に伴い取りやめとなったオートキャンプ場などは、今後も整備の予定はございません。それでは、2 番目、3 番目の質問については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○副議長（崎本）教育長。

○教育長（小谷）図書館蔵書整備事業について答弁いたします。1 点目については、乳幼児から大人まで、あらゆる世代の方々が本に触れ合い、本を楽しむことができる場として、また、自主的な学習や読書活動、調査研究等を行い、教養力を高めることができる

場として位置づけております。2点目については、議員ご指摘のとおり、決算額の減少とともに、貸し出し冊数も減少している傾向にあります。限られた予算の中で町民の皆様のニーズに応えられるよう工夫しながら、図書を整備してまいりたいと考えております。また、近隣町に図書館が整備されたことなどに伴う、町外利用者の減少が主な要因となり、貸出冊数の減少にも影響したものと思われます。教育委員会としましては、今年度から各小中学校の児童生徒に対し、図書利用カードの作成と図書館の積極的な利用を呼びかけており、今後とも利用者数の増加に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。3点目については、現在、利用頻度等に応じて資料を選別する作業を進めているところでございます。4点目については、幼児児童コーナーにおいて、赤ちゃんを対象としたおはなし会の開催や、絵本・紙芝居、親子読書スペースや屋内遊具等を配備するなど、乳幼児から小学校低学年を中心として親と子が触れ合う場としてご利用いただいているところでございます。子供の読書活動を推進する上では、乳幼時期から読書習慣づくりが重要であると考えており、興味・関心を高めるため、乳児の保護者を対象としたブックスタートパックの配布、小学生を対象とした学校のガイドブック、本がいっぱいや中学生・高校生を対象とした10代で読む本イチ押しガイド、また、町立図書館主催による読書感想文コンクールの優秀作品を冊子にした文集等の作成に取り組んでおります。今後とも、多くの方に利用していただけるよう、町民のニーズに合った資料等を収集するなど、内容の充実に努めてまいります。続きまして、総合型地域スポーツクラブの創設についての質問でございますが、議員ご指摘のとおり、規模や活動内容など形態は様々ですが、地域住民の自主的、自発的な活動でつくられることが望まれます。現在、本町では、体育協会、スポーツ少年団、織田幹雄スポーツ振興会等の様々な社会教育団体や公民館活動の中で、多種目のスポーツ部を創設し、また、いろいろなスポーツ教室やスポーツイベントを開催するなど、誰もがスポーツに親しめる環境の整備を推進しているところでございます。今後も、スポーツを通じて地域の交流の場を整備し、スポーツ教室やスポーツイベントの更なる充実に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブにつきましても、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。最初に配偶者暴力相談窓口設置及び基本計画の策定についてでございますが、町といたしましては基本計画は策定しないと。現在も窓口は

あるけども充実をさせていくということでございましたが、名称として配偶者の暴力の名称としての窓口は現在ないと思うんです。だから相談があればこども課で相談を受けてるっていう段階ですね。県はこの専門の窓口を設置しなさいと、この5年間で、努力義務ですけども。消費者窓口設置もはじめは随分しませんでしたと、今、専門窓口になって、本当に消費者の問題抱えた方が専門員において、今、件数は少ないかもしれませんが、着実に相談に訪れて町民の皆様が安心をされております。それとともに今のご答弁ですと、窓口は今もやっている。そういう窓口ではないんです。明確にDVの窓口という専門の窓口を設置をして下さいというのが県の方針であり、国の努力義務になってるんです。今、私たちが知らない、あまりわかっていない部分で、随分の比率で若者の暴力、確かに女性、男性から、どちらとも言えませんが、悩んでいらっしゃる町民が私たちが思っている以上に多いんです。ですから、今あるから充実させていくということを専門の窓口がありますよというふうに設置はできないものなんですか。

○副議長（崎本） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、DVの相談があった場合はこども課で総合的には行っていますが、その方の家庭の構成であるとか、年齢であるとか、障がいがあるとかないとかいう状況もございますので、今現在はプレートを出してということはしておりませんが、広報等でこども課が窓口であることはお知らせをして対応はさせていただいている状況です。

○副議長（崎本） 西山議員。

○11番（西山） それは知っておりますし、先ほど答弁の中にもありました。県が求めているのはやはり、そりゃこども課が担当されても構わないんです、そりゃどこが、行政ですから、どこでして下さいとかいうのは言いません。どこでも構いませんけども、やはり町に今、私たち思ってる以上に悩んでいらっしゃる方が多いので、県も助言をするとまで言ってるんです、設置に向けて。基本計画の策定もそうですし、専門窓口に対しても県が助言、助けますよ、ですから基本計画をつくって下さい、窓口を設置して下さいという方針が出ております。それも平成27年度までにしてほしいという方針を県が出しております。ですから専門の相談窓口を設置できないでしょうかと今、再質問したんですけど、そのご答弁をお願いします。

○副議長（崎本） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）これまで答弁いたしましたように、相談機能の窓口ならございますので、相談窓口の表示につきましては今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）それと基本計画の件でございますけども、男女共同参画の基本計画、海田町、策定されていると思います。この中に暴力のことを明確にちゃんと施策の中に入れば、基本計画は別に立てなくてもいいですっていうことがありますけれども、今後改正される時にこの暴力に対しての項目を充実させられるお考えはないでしょうか。

○副議長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）今後改正の中で当然、男女平等の考え方も含めて、DVの関係についても盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）次に図書冊数の整理についてでございますけれども、随分、図書の蔵書数の予算が年々減額、数年単位ですけども、減額になってきております。平成23年度は実施計画におきましては590万が計上されておりますけれども、執行額は547万でございます。予算が減額になっているのにも係わらず、その予算を執行できなかった、執行しなかった理由はどこに原因があるのでしょうか。

○副議長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中垣）執行につきましては図書の備品購入費等は執行しておりますけれども、消耗品等で在庫により対応したことによりまして執行残等が発生しております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）先ほど貸出冊数が減になったことに伴う理由が町外の図書機能が充実とか、造られて貸出冊数が減になったっていうご答弁でしたけども、近隣の図書館が整備されたのは随分前でございますね。この私が今回注目をしたのは平成21、22、23年です。それはじゃあある面できたことによってではなく、海田町の図書館の図書冊数及びニーズが合わなくなったというお考えはないでしょうか。

○副議長（崎本）教育次長。

○教育次長（植野）この件につきましては、私どもで統計を取りましたところによりますと、確実に周辺安芸区、坂、熊野、府中からの利用者は減っております。それに伴いまして利用者も減となっておりますが、平成24年度につきましては先ほども言いました

ように、町内の小・中学生の登録を増やして利用者の方も確実に増えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）近隣の図書館が充実しているので仕方ないと言われますけども、海田町と隣接してる地域の方はやはり安芸区の図書館に行かれるよりも、海田の図書館が、矢野の方とか近いでしょうし、あまり私はそこの方が増えてるからそっちに行かれたっというよりも、もっとそれであるならば海田の図書館をもっと充実をさせていくっていう方法もあるんじゃないかと考えるわけです。先ほどの図書館の位置づけはと質問いたしましたけども、私一番図書館、文化に触れるということは文化の向上と人間形成にとって図書、読書っていうのは1番大事だと、根幹をなすものだと考えておりますけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（崎本）教育次長。

○教育次長（植野）議員ご指摘の通り、図書館につきましては文化の発信拠点としての位置づけは確実に守っていこうと、これからも推進していこうと考えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）人間形成にとって一番読書を推進する、今、本離れが叫ばれている中で読書がいかに人間形成にとって根幹をなすかっていうことに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（崎本）教育次長。

○教育次長（植野）それも重要なこととして、今年度町内の各小中学生に対して図書カードの登録をしていただいて、それで図書館の利用していただくというふうに呼びかけをして、着実に登録者数も増えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）図書機能蔵書の質問で最後に、新設された幼児・児童コーナーでやはり今まで以上の予算をここに付けて、充実させてはどうかという質問をしたつもりなんですけど、その答弁はありませんでした。今からここ活用していくという答弁しかございませんでしたけども、私は今、若い方、母親になられる方の関連書の充実、これ、すごく必要だと感じているんです。年々、乳幼児・幼児の感覚は変わってますので、昔の本も大事ですけど、今の世代に合った図書充実っていうのはすごく大事だと思っております。もう一度申し上げますけど、若い女性の方にとっての必要書の充実は最大課題だと思っておりますけども、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○副議長（崎本）教育次長。

○教育次長（植野） 幼児・児童コーナーの利用につきましても、絵本等の装備は充実しておりますし、またこの施設を利用しまして、赤ちゃんに対する呼びかけをするグループにつきましても県の方から表彰を受けるような活動を評価していただいております。ですからこのような形と先ほど教育長が答弁いたしました、ブックスタート等によって赤ちゃんの頃から読み聞かせて本に親しむ体制づくりというのは、今どんどん進んでいると感じております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山） 質問の趣旨がおわかりになってないようですけれども、私は乳児・児童のコーナーに一番今その充実はもうわかってます。ブックスタートもされてますし、いろいろわかっておりますし、充実させていただきたいのは、子育てをする出産後の母親に対する関連書籍ですね。この充実をそこに図ってはどうかと質問をさせていただいてますけれども、その点についてはどのように今後なされるお考えでしょうか。

○副議長（崎本）教育長。

○教育長（小谷） 今のいわゆる幼児・児童コーナーを発足する段階において、近隣の又は県内のいろんな所の調査をしました。そういう中でいわゆるはじめて我が子に本に触れさせるようなリラックスして本が親子で親しめるような、そういう場所をどうやって作ってくかということも含めてですね、そういう面であそこのコーナーに遊具も含めて実際に入れたり、又ははじめて本に出会う子どもと親が触れ合える場ができるような状況も含めてですね、いろんなものをあそこへ持ってきた経緯がございます。そういった中で今あるものがまだまだ十分活用されていないところもありますから、それもまず十分活用させていきたいし、さらに貴重なものを充実できるように付加していきたいというように考えております。それから今一つはですね、私はこの教育長になった頃、いろんな場所、それ以降、県の図書館の方の担当者の言葉から私がはじめて認識したのが、海田町は町民の数に対して本の冊数、貸出冊数が県下1位なんだというような言葉を盛んに聞いてます。それが今、議員さんのおっしゃられた中身に皆繋がってきます。そして私どもが個人的に県下の教育長会の中で海田に負けちゃならんと。海田が1番なら今度はうちが1番になると。ある面、近隣の町も含めて教育長もよしやろうということで、そういう面ではうちの冊数が減ってきた経緯はありますが、県下全体としてのそういう面では頑張ってきているという今度はものの考え方もあると。ただし海田町1位

だったわけですから、それをどう復活していくかということも含めて今いろいろと考えて  
いってるということでご理解いただけたらというふうに思います。

○副議長（崎本） 西山議員。

○11番（西山） 教育長、海田がなぜ図書館利用率が広島県に誇ってる理由、ご存じでしょうか。海田町、私本当に海田町の議員にならせていただいた時に誇りに思っていることがあるんですけども、海田町が図書館を設置された年代、よそのない時代に当時の町長が海田町に図書館を設置されました。これは本当に海田町の皆様の人間形成といいますか、文化に対してでしょうか、これは本当に誇れるものでございます。今、教育長がおっしゃった通りでございます。私、これはどこに行きましても誇って言えることです。学校司書に対してでもそうです。まだ学校司書を置かない時代にその当時は海田町は常勤で学校に各小中学校全校に司書を置いておられました。これはやはり海田の私はそれこそ幹をなす根幹だと思っております。ですからそれは失いたくないという思いでいっぱいでございます。次に質問いたします。総合型地域スポーツクラブの件でございますけども、この地域スポーツクラブは文部科学省は平成7年から平成15年の9年間推進していきましよう。なかなかこの時代厳しかったものですから、助成金を出してモデル事業として推進して下さいということでございました。その時に海田町は基本整ってなかったのかもしれませんが、なぜこの時には手を挙げられなかったんでしょうか。

○副議長（崎本） 教育次長。

○教育次長（植野） 当時の経緯については私どもはちょっと詳細は把握しておりませんが、海田町におきましては各スポーツ団体の方の活動が過去から活発に活動していたという状況がございますので、そういう点も影響したのではないかと考えております。

○副議長（崎本） 西山議員。

○11番（西山） おっしゃる通りに、なかなかメリットの面と今まで培ってきた各種団体との話し合い云々でできなかったっていうことは十分承知いたしておりますけども、国の方針では全国各市町村に少なくとも総合型地域スポーツクラブを置くとしております。現在そういった経緯がありまして、現在78.2%の市町村で少なくとも一つのクラブは発足をしている状況でございます。これは本当に元気で長生きできるスポーツで地域がよりコミュニケーションを取るということも含めながらのクラブ創設でございますけども、海田町は今、調査研究をしていくとおっしゃいましたが、何年度を目標に実現したいとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（崎本）教育次長。

○教育次長（植野）総合計画の中でこの総合地域型スポーツクラブについてはうたっておりますので、関係団体のご理解を得られれば進めていくように検討したいと思います。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）このクラブを立ち上げる時にはすごい動力がいると思うんです。その動力の中心をなすのは、やはり教育委員会が中心となって推進していくしか設立はなかなか不可能ですし、文部科学省もそれに期待をしてちゃんと教育委員会がってうたっております。しかし今までの答弁をお聞きしますと、相談をして設立に向けて努力をしていきますということでございますけども、ある程度目標ですね、努力目標を立てて推進されていかないと、やはりなかなか実現が不可能だと思いますけど。じゃあ今、何年度までについて言うてからできなかったらどうしてかっていうことではございませんし、何年度、だいたい目標を立てられて努力されていく方が新たな希望といいますか、努力目標がある方が推進しやすいと思いますけど、その点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

○副議長（崎本）教育長。

○教育長（小谷）今、議員仰せの努力目標の数値を明確にすることでものが進むということもありますけど、一方でそれは足かせ手かせになると大変難しい状況もあります。正直言って海田町におけるスポーツ団体組織というのは、しっかりしたものが実際ありますし、ただ時期的にちょうど人の、リーダーの立場が変わっていく時期にもちょうどきております、正直。だからそういう立場も含めてですね、これはまた広島県教育委員会ともしっかり連携しながら、直結で海田町と国という関係ではございませんから、当然文科省、そして県教育委員会、そして市町の教育委員会という流れになりますので、そういった県教委ともしっかり連携取りながら、今ご指摘の点が後退しないように精一杯努力してまいりたいというふうに思います。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）海田町第3次総合基本計画後期計画2010年までの計画の中には明確に、これも海田町の念願だったわけですが、スポーツセンターの整備の検討、平成21年、22年度、検討するという、ちゃんとずっと第3次基本計画に入っていたわけです。景気の低迷し、いろんな要因の中で第4次基本計画にはこれが削除されているわけですが、今後財政的に厳しいんですけれども、将来展望を見据えた時にはこのスポーツセ

ンターの整備の検討も大変重要な検討課題だと思っているんですけども、町長、基本計画についてですね、町長に質問させていただきたいんですけども、この第3次には入っております、第4次に入っていない、もちろん財源がないのは承知をしておりますけども、今後検討する価値はあるかないか、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）第4次基本計画を策定した中においてもいろんな検討課題がたくさんあったと思いますが、その中で優先順位とか財政的な問題も含めて、今後その優先順位を改めてヒアリングをやっていきたいと考えております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）次に旧広島法務局海田出張所利活用構想についてでございますけども、先ほどのご答弁をお聞きしますと、第4次基本計画にもさらさらなくて、急遽法務局がなくなってどうですかという場当たりな施策に思えてならないわけなんですけども、海田町の将来的なまちづくりの構想そのものがこういうことを見ると全然ないように思えるんですね。今回、あそこの財務省の海田警察署の横の大きな土地も売却をしますと、売りますという話があったとお聞きしておりますけども。県の合同庁舎の跡地もそうですが、私はここで場当たりで、じゃあ予算の改修の費用の積算もされていなければ、老人集会所の機能はいきいきサロンで賄えると私は旧国道沿いには高齢者の方が集う所、全然ないわけですね。老人集会所の解体費用も全然見積もってないにも関わらず、急に千葉邸と今の保健センター、老人集会所、今のシルバーの所には急にフェンスが急いだように、当初予算にはないと思うんですけど、急にあそこにフェンスが設置されるっていう中にありまして、私は海田のまちを町長どのようにされたいのか。先ほどのどなたかの質問で海田の施設は全部老朽化していると。今後、検討していかないといけないという中で、この場当たりの、予算執行ではなくて、第4次基本計画が大いに見直さないといけなくなるかもしれませんけども、あれだけ海田町に土地がない中でたくさん行政に譲ってもいいですよっていう土地が出てきているわけですから、この辺で真剣に将来の海田のまちづくりはどのような配置にしていくという構想を練り直すお考えはないでしょうか。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）今回の法務局跡地につきましては当然に第4次総合計画を立てる段階で想定していなかった部分での法務局の廃止の具体的な期日が決まったというところで、

そういった構想がない中でどのような形にすればいいのかというところで、まず構想段階で議会の皆さんにご相談をさせていただきました。ですから、そういった議員おっしゃるように当初の全体のまちづくりにない部分でございますから、その部分については議会の皆さんと協議をさせていただいてと。今後それぞれのそういったところの部分について出てくると思いますが、やはりそれぞれ買い取り期限とかそういうようなものが今から示されてまいりますから、それに対応するために全体の見直しというか一つずつを例えさせていただきたいと思います。不備になりますが、先ほどおっしゃいましたフェンスの問題につきましては、これは残念なことに集会所の前のゲートボール場で何度子どもたち、これ子どもとわかってないんですけども、火を焚いたり、それからあそこにもありましたフェンスを破壊したりしておりまして、これは器物損壊その他で警察にも届けておるんでございますが、そういった中で防犯のために壊された部分だけじゃなしに残りのフェンスについても見通しをよくするとか。そういった面から、予備費を使ってフェンス部分だけを直すと。それから陰になっておりましたので、木の枝の伐採も行うとかいうことで、あそこも防犯対策で行いました。これはそういった犯罪が起こったからそれに対応する緊急的措置で行っておりまして、場当たりのたとえば場当たりのなんですが、これは緊急を要するという形で直ちに工事をしたものでございます。もう一度最初に戻りますが、やはり今そういった土地の、今回もいろいろご質問が出ております中で、そういった海田町においてなかなか出てこない土地が出てきておりますので、その部分についてはどのような活用策を図るかということを構想段階から議会の皆様と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（崎本） 西山議員。

○11番（西山） くだいようですけども、あれだけ財務省の海田のちょっと偏っておりますけども広大な土地、合同庁舎の土地、今回の法務局の土地、本当に海田町の将来のまちづくりをどのように。保育所機能にしてもそうですし、いろいろとにかく今までになかったことが将来のまちづくりを決定付ける土地が浮上してきておりますので、この辺で場当たりのではなく、今一度海田町の将来あるべき姿、各施設のどこにどのように設置をするとどれだけの費用がかかるとか、全部積算をされまして、私たちに構想というのを出示していただきたいと思いますけど、その点もう一度どうでしょう。

○副議長（崎本） 副町長。

○副町長（三宅） 第4次総合計画を議会の皆様方と協議をさせていただいてから、およそ

2年間要しましたが、それぞれ今から国の施設というものを払い下げを受けるためには、どうしてもこちらの都合だけでは待ってられません。一定の期限までに回答する必要がありますので、その部分につきましてはやはり一つずつそれぞれの土地をどのように活用するのかというところのご相談をさしていただいて、向こうが売った後であそこ何に使えばよかったかということのないように、まずはこういうことで取得をしたいということで、皆様方とご相談をさせていただきたいと思います。

○副議長（崎本） 西山議員。

○11番（西山） 次に、総合公園の第2期区域でございますけども、施設整備を75%減で大幅に縮小したと。土地だけはすべて購入していくと。キャンプ場の土地購入費、今度、残ってる土地も合わせますと、キャンプ場の土地購入がだいたい7億8,000万、キャンプ場の用地購入費でございます。あと残ってる土地もあるわけですけども、今回の縮小、事業計画の変更の許可、その変更の許可はほとんどがキャンプ場の施設整備の減でございます。そういたしますと、計画をされておりましたキャンプ場と今の野球場、テニスコート、遊具広場、あちらとの連続の遊歩道が設置される方向性になっておりましたけども、それも縮減になってるんです。そういたしますと、この7億8,000万という、それこそ町民の皆様の税金を使って、あの山を買い取って塩漬け状態になるんじゃないですか。税金の無駄遣いになるんじゃないですか。私は今回許可がありまして、認可がおりてますので、今後どのような手続が必要かは知りませんが、元々の施設整備をキャンプ場を立派にしとけば、近隣からこのキャンプ場を利用されます。そういたしますと、先日の桑原議員の質問にありましたけれども、今1期の総合公園機能、キャンプ場の機能、全体の機能が整いますと、ネーミングをつけましょうという企業か学校が必ず現れます。こんな7億8,000万も使って塩漬けの山のままの状況になって施設は今を改修する。やりかえるか知りませんが、今のほとんど変わらないキャンプ場施設整備だとしますと利用者が増にはならないですね。私は誰のためにあのキャンプ場の整備をするんだろう。疑問に思っただけです。そこでもうこれ多くは言いませんが、今後何かの機会がありましたら、キャンプ場施設整備を、先ほどはキャンプカーなんかは来るのは考えておりませんというご答弁がありましたけども、私は海田が今から外部から人を引き寄せることができるのは西国街道の新町からふるさと館一帯、それとキャンプ場と総合公園一帯整備をして、外部の方に来ていただくまちづくりっていう構想は外せないと思ってるんです。最後に質問いたしますけれど、先ほど質問にいたしまして答弁がなかつ

たんですけども、海田総合公園の緑地の整備で農林事業の里山整備を利用してキャンプ場を整備しますという文言が入ってるんです。この農林事業を活用してっていうところに少なくとも今の総合公園とキャンプ場との間に遊歩道設置は不可能なんでしょうか。この事業を推進して。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）この農林事業というのは、県民の森づくり県民税を利用してという形になっておりますから、今後例えば 10 年間で海田町へ来る経費を考えた時に、他の登山道とかそういう所を直しておりますので、そういうところを考えますと、いわゆる従来のキャンプ場の補修というところまでは行くかと思いますが、従来考えておりました工事の復元というところまでは、県からとてもそれだけのお金は下りてこないというふうに思っております。

○副議長（崎本）西山議員。

○11番（西山）先ほども質問いたしましたけども、じゃあ現計画変更になってこのまま事業が推進していきますと、塩漬けの状況の山で残って、キャンプ場から向こうの管理棟に行く、キャンプ場からテニスコートに行く、あの車道を通らないといけません。少なくとも町費を、どれだけ事業費がいるかはわかりませんが、繋げる遊歩道だけは私は最低でも欠かせないと思いますけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃっております残地につきましては、いわゆる都市計画決定をしたということで制限をかけておりますので、その地権者の方から買い上げる必要があると。それからもう一つは1期・2期と合わせて認可を受けて従来補助金をもらっておりますので、全体地域を何らかの整備という中で残りにつきましてははっきり言いますと、今のあるがままの形のような形で里山的な公園という形の位置づけにしております。そういう中では、その里山の中を何も通れなければ意味がないわけですから、今議員がおっしゃいましたような方向の、最低限人が歩けるような部分の整備が必要だと思っておりますが、大々的な整備というのには今後の財政状況からいきますと、優先順位が相当低いと思っておりますので、議員がおっしゃいました程度のものができるかどうかわかりませんが、あの中を歩ける道は何とか整備していきたいと思っております。

○副議長（崎本）9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）9番、渡辺です。2点について質問をさせていただきます。まず1点目の

希少金属などの回収、リサイクルの取り組みについて、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれているアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が成立し、2013年4月より施行されます。現在、小型家電に含まれているレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずに、ごみとして埋め立て処分されていますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されました。新制度は、消費者や事業者になんたな負担や義務を課す、これまでの各種リサイクル法と異なり、自治体とリサイクル事業所が柔軟に連携して地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いであります。既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかが推進の鍵となっております。本町でも循環型社会形成の推進を目的としたこの制度を導入するお考えはありませんか。2点目に、薬物乱用防止の教育について。お香や芳香剤、アロマと称して販売されている脱法ハーブは、違法薬物に似た成分を含み、吸引すると幻覚症状を引き起こす可能性の高い脱法ドラッグの一種であります。そのため規制が難しく、今、若者を中心に広まっており、吸引による事故が多発するなど社会問題となっております。東京都の調査では、10歳、20歳代が吸引者の64%を占めており、脱法ハーブは覚せい剤や麻薬などの乱用への入り口になることが危惧されております。このことから、事前の予防対策は重要で、町内の小・中学校の薬物乱用防止教育の強化が必要と考えますが、この点についてどのように取り組まれているのでしょうか。以上です。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問の1点目については私の方から、2番目については教育委員会から答弁をしますのでよろしくお願ひします。まず希少金属の回収・リサイクルの取り組みについての質問でございますが、広島県では、今年8月から来年3月の末まで、呉市と東広島市をモデル地区として使用済み小型家電の回収を実施をされております。本町としましてもこの検証結果を踏まえ、国や県及び民間事業者の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えます。それでは2番目の質問に対しては教育委員会の方から答弁をいたします。

○副議長（崎本）教育長。

○教育長（小谷）薬物乱用防止教育について答弁いたします。各小・中学校におきまして

は、現在、保健体育と特別活動の授業において、担任、養護教諭等により薬物の危険性、有毒性等についての、自分の将来について、自分の将来に対する健康と命の問題として指導を行っているところでございます。また、学習の効果を高めるために、警察職員や学校薬剤師等を講師として薬物乱用防止教室を開催するなどしております。さらに、脱法ハーブなどの簡単に入手しやすいものについては、再度、具体的な事例をあげながら指導を徹底しているところでございます。

○副議長（崎本） 渡辺議員。

○9番（渡辺） 再質問をさせていただきます。まず希少金属などのリサイクルについてですね、これについてですが、呉市と東広島市が試験的にやっておられると。その状況を見て検討していくというご答弁いただいたんですが、将来的には今の答弁お聞きしますと、将来的には導入されるというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○副議長（崎本） 総務部次長。

○総務部次長（臼井） 呉市、東広島市の状況を見ながら、導入に向けて検証結果を見ながら、導入に向けて考えていきたいと思っております。

○副議長（崎本） 渡辺議員。

○9番（渡辺） これを導入するに当たってはですね、先進的に進めておられる自治体を見ますとですね、やはり回収方法、いろいろありましてね、いろいろ研究されておるんですが、なかなか難しいといえますかね、そういうものがあるようなんですが、先進地の例をとりますと、やはり特定の場所でね、リサイクルの機器を、小型家電を直接投げ込むんですか、そういう箱を随時設置する方法とかね。やっぱりあの一番進んだのが、今、各自治体で資源ごみを回収されておりますが、そこを利用して、新たにそこにコンテナですか、こういったボックスを設けて、それで回収するというような、いろいろなご苦労されておられますが、その辺の検討ももちろん導入に当たってはされると思うんですが、現時点ではそこまでは考えていないということですね。

○副議長（崎本） 総務部次長。

○総務部次長（臼井） 海田町の実施方法について現時点ではどういうふうな形であるかということは現時点では考えておりませんが、実際に今モデル地区として実施をされております。これは県の事業のモデル事業として呉市さんと東広島市さんがやっておられるんですが、このモデル地区事業は一応回収場所を指定して、そこに持って行って回収ボックスの中に入れるという方法をとられております。これらの検証結果をもとに海田町

での方法も考えていきたいと思っております。

○副議長（崎本） 渡辺議員。

○9番（渡辺） この制度ですか、これにつきましては国からの財政支援がありますのでね、早期に取り組んでいただきたいと思います。今、先ほどもありますように呉市、東広島市ですか、を見ながら進めるということでございましたので、導入に向けて進めていただきたいと思います。次に脱法ハーブについてですね。今、薬物乱用防止教育についてということで先ほど教育長の方からありましたように、学校でね、乱用教育を進めているということなんですが。これからだと思うんですが、特に今までの薬物乱用教育と違ってですね、脱法ハーブというのはね、これなかなか難しいんで、この誤解を招きやすいと思うんですね、そういうこともあるんで、先ほど教育長もおっしゃったように、しっかりとその辺の意識づけ、知識いいますか、こういうものを教えていくいうんですか、そういうことが大事だと思うんです。ご存じのようにですね、脱法ハーブというのは法令にかなつとるんですよ。いわゆる合法なんですよね。反対されている違法でない脱法ドラッグの一種なんですよね。そういうことですね、これ厚生労働省の調べによりますと、脱法ハーブを含む脱法ドラッグ業者はですね、今年3月末時点で全国で389業者あるんです。広島県にもこれ4業者あります。またこれはですね、インターネットを通じてね、容易に手に入れることができるんです。また、これが脱法ドラッグという名前からですね、違法薬物でないから大丈夫という、誤った認識が影響してですね、今、全国的に若者の中心に広まってですね、健康被害を起こしている。そういうことで先ほど教育長さんからこれから脱法ハーブについて教育をしていくとおっしゃっておられましたけど、そこでですね、やはり知識と理解を深めるためにですね、啓発リーフレットいいますか、こういったものを小学校高学年から中学生に配布してはと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

○副議長（崎本） 学校教育課長。

○学校教育課長（小田原） 議員ご指摘の通り、大変子供の手に入りやすい危ない脱法ドラッグでございます。これはですね、7月17日に違法ドラッグ乱用防止啓発広告を厚生労働省がホームページにチラシ、パンフレットを掲載しておりまして、その学校に通知し、これを使って学校で違法ドラッグを使用しない、騙されるなという授業をするように通知をしたところでございます。

○副議長（崎本） パンフレットを配布しますかと。

○学校教育課長（小田原）チラシがちょっと見えにくいですが、こういったものなので。

こういったものはもう学校に配布しております。

○副議長（崎本）渡辺議員。

○9番（渡辺）学校に配布しておるだけで、個人に渡してあるんですか、どうなんですか。

○副議長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）今、通知をしてる段階で授業を実際に行っているかまだ確認を  
しておりませんが、このデータはもう学校に配布しておりますので、早急に学校を通じ  
て各家庭に配布するように指示することは可能でございます。

○副議長（崎本）渡辺議員。

○9番（渡辺）未然防止になりますんでね、今おっしゃったようにできるだけ早い時期に  
ね、配布をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○副議長（崎本）暫時休憩をいたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前 10時52分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（崎本）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたしま  
す。5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。今日は大きく3点のことについて質問します。まず先日、  
広島法務局の跡地利用のために土地の取得について全員協議会があり、その取得につい  
て説明がありました。この跡地を取得して施設改修の上、仮称シルバープラザとして再  
活用したいとの説明を受けました。この土地を買い上げることについての議論をするの  
ではありませんが、海田町の平地でこれだけの土地はなかなかないということが大きな  
理由として説明されました。しかし、海田町の平地についてはまだ他に、特に広島県の  
海田庁舎跡地というもっと町の中心に近く広い土地があり、県も売却の方針を打ち出し  
ています。しかし、この土地の使い途については議会や執行部の考え方に相違はありま  
すが、平地である程度の広さのある土地をという考えからすれば、土地もまずは取得す  
べきではないかと思いますが、どうでしょうか。次に、広島市東部連続立体交差事業に  
ついては、事業主体である広島県と広島市は向洋駅のみを高架を行い、それ以外は高架  
を行わないとする結論を出そうとしているようであります。執行部はこの件について、

海田市駅も高架にするよう努力をされてきたと思っておりますが、県知事に直接依頼した以外にどのような方法で行動を起こされてきたのでしょうか。最後に道路認定について。どのような考え方、基本で認定を行っているのか。特に開発行為が行われ、その結果、その公共施設が町に帰属することについては理解いたします。しかし、帰属を受けた道路の延長が次の町道まで連続を持っていれば当然、帰属を受けた部分及びその連続部分についても、あわせて道路認定を行うべきと考えますが、このような場合、どのような基準で道路認定を行っているのでしょうか。以上です。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。まず、合同庁舎跡地の取得についての質問でございますが、現時点では、仮庁舎が必要になった場合に利用すること以外の具体的な活用策は検討しておりませんので、取得する考えはございません。続きまして広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、広島県副知事をはじめ、県幹部や県議会議員に対して再三にわたり要望しております。また副町長や建設部長にも要望に行かせております。そのほか10月30日に開催された広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会幹事会においても、再度町の意向を伝えております。今後も引き続き機会を捉えて現計画での事業実施を要望してまいりたいと考えております。次の道路認定についてでございますが、認定にあたっては土地の所有形態や道路の利用状況、整備計画の有無等を総合的に判断することとしております。開発行為につきましても、帰属した道路と連続する道路につきましても、同様に判断するものとしております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）まず、道路認定の絡みで聞かせていただきますけれども、開発行為を行っている。その後もその後ろの方も、その続きの道路についても、例えば既にもう建物が建っている。後退が行われる場合は当然、引き続きやるものと考えますが、それについてどうでしょう。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）実際に道路がどこまで拡張されておって、今後こういった形態で道路が利用されるのかということを総合的に勘案して、道路認定の方は判断してまいりたいと考えております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）では逆に開発行為が行われた、通常開発行為が行われてまとまった土地が

ある場合には、途中で止まるケースが多いと思います。それが一つの何らかの形で、里道も含めてですが、道路が繋がっていると、町道から町道まで。その後にまだ尚且つ、既にその開発工事が行われる以前から土地が建物ができている。それは後退によって建物が立っているようなケースの場合、本来であれば引き続きその開発された部分だけじゃなくて、それ以後も引き続き道路認定を私は行うべきだと考えるんでしょうが、それについていかがでしょうか。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）具体的にですね、場所等がわかればそういったものは個別に道路判断の考え方を判断していきたいという具合に考えております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）では逆にこういうふうなケースの場合、海田町には実際何カ所かこういうことがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○副議長（崎本）建設課長。

○建設課長（久保田）開発道路と接続したその先の道路というところについては、町の方でですね、道路整備計画を持っていない限りは把握はしておりません。開発道路の分についてはおおむねは把握しておりますが、連続する分については道路整備計画を持っていない限りは把握はしておりません。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）実際にこれで道路認定されている道路が現実あります。どことはあえて申しませんが、本来であれば先に後退をさしておるということは道路の連続性を考えて後退線を入れて建物を立てさせとるんだと思います。本来であれば最後の町道から町道まで認定すべき案件だと思います。改めて調べていただいて、そういう漏れがないようにやっていただきたい。次に合同庁舎の土地の取得についてですが、確かに昨日の町長の答弁の中にもありましたように仮庁舎以外考えない。それと我々の決議を下げなければ買えないということをおっしゃられました。要は逆に私が思うには、その決議が私ら平成23年9月に確か行っていると記憶しております。しかし反面、その後23年12月に仮庁舎で使わしてくれと、決議があるのに出されてました。だからお互いに今、大事なのは全員協議会でも説明がありましたように、海田町に平地の少ない土地、だからここを買ってシルバープラザとして整備していきたいという形で、とにかくシルバープラザよりも先に、そこにいい土地があるから買いましょという説明がなされたように私は

感じております。そういう意味でいえば、県の合同庁舎跡地が我々の意見が通るか通らんかとか、仮庁舎しか使わないから買わないんだということじゃなくて、平地として大切な土地である、尚且つこれを買えば逆に庁舎じゃなくても、例えば今から建てる西浜保育所、幸保育所建て替え計画が今からあるというふうな話をされておられます。そういう土地にもし転換しようとするれば、することも可能なわけなんですよ。そういう意味で、その土地を買われたらどうですかというふうな意味で申し上げたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○副議長（崎本）企画部長。

○企画部長（大久保）先ほど町長が答弁申し上げましたように、今の県海田庁舎の土地利用につきましては、仮庁舎以外に計画はございません。現在、地価が下がっている状況において、特に利用目的のない土地を先行取得するメリットはないものと考えております。従いまして、現在では買うという予定はございません。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）先ほど副町長が答弁されました、法務局の跡地について。後からあのように使えばよかったということがないように、期限が定められてるから取得してまいりたいとおっしゃられましたね。同じことがここでも言えるんじゃないんですか。仮庁舎に使おうと思えば使うこともできるわけです、取得すれば。後からあの土地がよそへ売られた、民間に売られた、しもうたなあ、あの時買えばよかった、そういうことがないようにというふうな形で先ほど答弁されたばかりです。それについてどうなんですか。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）先ほど部長も申しました、地価の下落もありますが、現段階で海田町は土地開発公社も抱えておりませんし、土地開発基金も設けておりません。そういう意味でいきますと、具体的な用途を決めないままでの取得というところが難しゅうございます。そうなった時に、この土地につきましては執行部の方から一方的な利用計画を出した場合、昨日の町長答弁でございますが、議会は議会で現在、あそこの利用形態を考えられておりますから、そういった中で相反する執行部の方が取得目的を立てて、議会へ提案させていただいた場合に成立するかどうかという問題がございます。議員おっしゃる通り、貴重な土地だと思っておりますが、法務局跡地と違いまして、この場合には執行部として現段階、庁舎の目的で取得するという議案は出しづろうございますし、逆に他の問題で、例えば今例示されたような保育所のような問題を出した場合に、他の目

的が提案されているわけですから、それに関する目的を出した場合に認定していただけるかというところから、そういう意味では私どもも答弁いたしました、法務局とは違う形になろうかと思えます。そういう意味で、もしここを議論するものであれば、それは白紙に戻すということが一つ必要になろうかと思えますので、そこは昨日、町長が答弁した部分、決議をどうされるのかと、どう考えられるのかというところに戻ってくるんじゃないかと思っております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）先ほど答弁の中にあったことなんですが、土地開発公社は確かにないです。

ところが、何とか資金、記憶がない、基金だったか資金だったか覚えてませんが。あれは今もうなくなったんですか、まだ残つとると僕は記憶しておるんですが、どうなんでしょう。

○副議長（崎本）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ご指摘の基金については、土地開発基金かと思えますけれども、土地開発基金について基金の廃止は行っておりませんが、現在高についてはほぼゼロとなっております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）ただ、これを活用することは可能だと思うんですが、そういうものを活用してやる方法も。だから要は取得する気がないからできないのであって、取得する気になれば、それはそういう形で可能と私は考えまして、最大限考えていただきたい。最後の問題ですけども、連続立体交差事業、これについて引き続き質問させていただきます。質問します。実際に幹事会等が行われて、10月30日の幹事会でも要望されたという答弁されました。幹事会は、例えば10月30日までの間、どのぐらいの回数で開催されておりますでしょうか。

○副議長（崎本）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今の10月30日を合わせまして、今年度は2回になります。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）先日じゃったと思うんですが、部長答弁の中で8回ぐらいそういうのがあって、8回そういうお答えをしとるような話をされたと思うんですけども、その8回はどういう会議のどういう内容でどういう場所でそういう話をされたんか、お願いいたします。

○副議長（崎本）建設部長。

○建設部長（北山）前回の議会で答弁させてもらったと思いますが、その８回というのは幹事会ではございません。私がですね、県の方と直接会ってお話を、要望を申し上げたりした部分がですね、８回ということでございます。

○副議長（崎本）宗像議員。

○５番（宗像）その８回以外にまた別に町長さんも副町長さんも行かれたというふうに考えてよろしいのでしょうか。その回数がどのくらい行かれてるのか。

○副議長（崎本）建設部長。

○建設部長（北山）先ほど８回と申ししたのは、９月の１４日までにおいてですね、私もが県の担当者と会ったのが８回ということでありまして、町長とかと一緒に行った部分については含めておりません。

○副議長（崎本）宗像議員。

○５番（宗像）だからその分の回数を教えて下さいと申し上げてます。

○副議長（崎本）建設部長。

○建設部長（北山）町長に実際に県に要望に行っていたのは、１０月２３日に知事に要望してもらった以外にはですね、町長が節々で県に行かれた時にですね、例えば副知事でありますとか、そういった方々とですね、節々でお会いになる機会が多ございますので、その節々で何度も要望していただいております。

○副議長（崎本）宗像議員。

○５番（宗像）今まで新聞記事やら県の説明聞きよる中で、どう考えてもコストの縮減いうか、事業の縮減しか考えられないような行動を県が起こしてるような気がするんです。その間、町長さんも含めて副町長、部長も担当者の方々もいろいろ苦勞をされて、努力をされていると思います。ところが先日なんですけれども、あるところで我々に説明に来た担当者があるところでこんな説明をしたと言うんです。連立は船越で下ろす、あとは道路をどうやって上げるか、このプランができんや海田には説明に行けない。こんな話を説明した。説明を受けたという話が出ました。こういう情報が入ってきました。我々が説明を受けたすぐ後なんです。こんな話が表へ出てくること自体、おかしいんですけれども、本来であれば連立自体の経費縮減ということであれば、今の海田の一時期の３階建てを２階建てにして経費を下げるとか、呉線の仮線高架を仮線高架にせず平で回すことによって経費を削減するなら理解できるんですよ。もう既にこういう話が

表に出てるということは、県はそこまで実際には考えて、あとは何を検討しよるんかっていうたら要は踏切がなくなるところを何とかオーバーハンドかアンダーで逃げようか、その案を考えようんじゃないんかということしか思えないんですよ。はっきり言ってこの真偽についてはまだはっきりしておりません。我々も真偽、確かめるべき今からも行動起こしますけどね。だからこそ一つは執行部にやっていただきたいと。確かに行って現計画通りやれやれ言うんじゃないじゃなくて、縮減の方法についてももう少し議論さすような場を作らす方向。要は縮減でも距離を、事業を小さくするための縮減ではなくて、経費を本当に削減するための。副町長も答弁されました、町長も答弁されてますけども、とにかく県がプラン持ってくるまでどうしようもないじゃなくて、そのプランを早く出さす。特にそれも縮小ではなくて縮減という形で出せるような方法で努力を最大限していただきたいんですが。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）こちらからどう考えるかというところが県からのプランを待っておるといふところの言い方をしておりますが、その早く出せというのは、特に私の場合、建設部長と違いまして工法的な問題とかそういうところわかりませんので、何を一番言うのかというと、早く来いと。もしくは呼びつけでもいいから、早く示せと。私が一番県とやってる中で一番大きいのは、早く来いというふうに言っております。そういう部分については十分にやっておるつもりでございます。質問になかったんですが、途中の質問でも言われておりましたからあれなんです、昨日来、県が議会へ説明した内容と違うことを説明しているんじゃないかという話が議場内でも議場外でもございましたので、確認をしたんですけども、当然のごとくそういうようなことは言った覚えがないんだがというような回答しか今のところ返ってきておりませんで、現段階ではこの前、全員協議会で私も後から議事録読まさせていただきましたが、説明した内容と同じことを私どもに対しても繰り返し同じようなことをまだ言っております。そういうような中で、そういう憶測を生むんだから、早くそのプランを持ってこいということについては、今回も昨日、今日といろいろと質問も出ておりますから、この質問の内容また改めまして県の方へ私たちが建設部長から伝える形で、途中経過でもいいから、早くまた説明に来いというふうにしたいと思います。

○副議長（崎本）宗像議員。

○5番（宗像）これ以上言っても、お互い待つにも辛さがあって、なかなか答えが出てこ

ないんじゃないかと思いますが、ただ、こういう話が実際にされたかどうかまだ詳しいことわかりませんが、こういう話がまことしやかに出てることは事実です。ところが、広島市が財政悪い悪い言いながら、船越で下ろしたら、船越から海田なんてあつとわずかなもので、距離的に考えてみても、下ろせると言ったらもう場所は限られてくるんですね。そんならあとは広島県の事業になるんだから、広島県の事業だけで、広島県がほじゃあやらんということになるんかのという感じがせんでもないことがありますので、広島市も確かに事業主でありますけれども、とにかく今1番県から引っ張り出さないといけないことは、私は工法検討、縮減の内容、検討の内容。この前も私、県に対して言ったのは、検討内容どうなんですか。出す必要があるんじゃないんですか。それともう一つは海田の住民の意見を聞かすべきだ、必ずこっちの意見を、だから県が出てきて住民の前で説明しその意見を聞く。その場を設けてくれというような話もし、確か私、要望したいうように記憶しております。これから連続立体交差事業、大変な問題が今からいろいろ湧いてくると思います。執行部も大変でしょうが、お互い、我々が必要ならば我々もお手伝いできるところは精一杯いたしますし、是非ともこれが後退しないように精一杯やりましょう、ということで終わります。

○副議長（崎本）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。窪町の区画整理と連続立体交差事業の関連事業についてお尋ねをします。昨日来出ておりますので、いろいろありましたが私なりにお尋ねしたいと思います。まずは連続立体交差事業の一部中止が発表されました。このことは山岡町政が窪町の区画整理事業を中止したこと、ここに最大の原因があるんじゃないかこのように思います。また、窪町のまちづくり条例が出たときも、一度は私ども反対をしましたが、再度その条例が提出され、窪町区画整理を後退線で実施する、こういうことになりました。このことは山岡町政の大失態である、私はこのように考えます。本町のまちづくりは連続立体交差事業の実施により踏切の自由往来、あるいは南北の自由往来にあると考えます。もしこの連続立体交差事業が中止されれば、今後のまちづくり将来の海田町の発展に過大な損失があるということは町長もご存じの通りであります。私もそのように考えております。まずこの件について、今申しましたこの大損失であるということについて、町長はどのようにお考えでありますか、お尋ねをいたします。また、町長は不穏当な憶測が飛ぶ駅前の庁舎建設のみに固執した。このやり方、その結果が連続立体交差事業の中止ということになったんじゃないか、このようにも考えます。

今からでも急ぎ、庁舎の問題を解決し、県の合同庁舎跡地に庁舎を建設し、東広バイパス付近に町の中心を移して、町の発展に尽くすべきであると考えます。町長はその点についてどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。また県、市において連続立体交差事業の中止案は出ましたが、県はこれまで7年延長とか多少期間が遅れるが連続立体交差事業は実施するとして沿線住民の立ち退き等を実施してまいりました。このことにより町は衰退の一途を辿ってきました。この責任はどこにあるのか。誰に責任を求めるのかもお尋ねいたします。またこの立ち退きに対する費用と本町がいくらか負担し協力もしてきました。本町は町民の血税を使い、町をだめにするにことに加担してきただけなのか、その責任はまた誰が負うか、合わせてお尋ねをいたします。最後に近隣住民、海田町民や船越住民、そういう人たちと力を合わせて、何か運動を展開すべきであると考えますが、このあたりについて町長はどのようにお考えかをお尋ねします。以上です。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。海田市駅南口土地区画整理事業と広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、まず連立事業が廃止された場合の海田町の発展への影響については、連立事業の見直しは広島県及び広島市の財政状況の悪化を受けて行われているものであり、区画整理事業の縮小とは関係ないものと考えております。次に、東広島バイパス付近に町の中心を移し町の発展に尽くすべきとお考えについては、これまでも何度も申し上げた通り、本町における将来のまちづくりの視点や公共交通の利便性を総合的に勘案した結果、駅南口が新庁舎の候補地として最も相応しいとの結論に達したものであり、その考えには変わりはありません。次に、連続立体交差事業に係る責任等については、現在、広島県及び広島市において具体的な見直し案の取りまとめが進められておりますが、事業が中止されることのないよう、今後も引き続き現計画の事業実施を要望してまいりたいと考えております。最後に、住民や商工会と一体となった運動については考えておりません。町としては、事業が中止されることがないように引き続き広島県及び広島市に対し機会を捉えて現計画での事業実施を働きかけてまいりますので、議会や住民等におかれましても、様々な働きかけが行われることを期待しております。

○副議長（崎本）前田議員。

○14番（前田）今の庁舎の考えはない、あくまでも駅前に固執するんだと、こういうふうなことです、昨日来からも出ておりますがね、駅前では町の発展に繋がらない。過

去のいろんな例を見ても近隣の町を見ても、最近もそうですが、過去もそうですが、町の発展は道路に沿って発展しておるんですよね、これはね。だから特に現在においては車社会であるということから考えても、狭い道では町の発展にならない。その一つの例が我が町、旧道、いわゆる山陽道。もうほとんど商店はゼロと言ってもいいんじゃないかと思いますが、そういうふうに町の中心は東広バイパス、広い所が変わっております。近くの町を悪く言うつもりはございませんが、熊野町においても旧道においてはほとんどがシャッター通りみたいになり、やっぱり広い所に町の中心がおる、すばらしい商店が立ち並んでおる。同じく坂町においても、やっぱり大きい道路に町の中心が変わっていったら。だから私は是非ともこういう道路に沿ったまちづくりをすべきではないかというふうに考えますが、先ほど来、昨日からもそうですが、いろんな議員の質問であくまでも町長はその考えはないと、こう言うてるんですね。ここで私が言いたいのは、少なくとも町長、そういうことに固執するのではなくして、あんたがいつも言われておった議員の皆さんと相談しながら、話し合いをしながらというね。口先ではその通りなんですけど、全く耳を傾ける姿勢が見られません。あくまでも駅前1本、こうなってるんですね。それでもう一つ、駅前に庁舎を建てる、先に仮換地、こういうものも出されましたがね、仮換地の土地の形態を見ると、恐らくあそこに庁舎を建てるということは、少なくともJR用地以外のところは土地を買う必要があろうかと、このように思います。全体で三千五、六百平米であったと思いますが、2000平米が3億4,000万、こういう発表がされております。これは町長部局からね。残りの1,500平米買うと、単純に計算そこだけしますと、5億6億とこういう数字が出てくるわけですね。現合庁が3,700平米、面積的には同じくらいになるわけですが、金額は5億に足りないぐらい。1億足らずも安くつくと、1億以上、足らずじゃなくて1億以上、訂正しますが。そういう所、ようするに広くて安い所にね、目を向けずに、狭くて高い所に目を向ける、この辺の理由は何か、ちょっとお尋ねをします。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）場所的な時価の問題は海田町内でも路線価等、毎年繰り返していろいろ評価をされているのは、十分我々も承知しておりますが、昨日も答弁しましたように、私は昨年10月30日に駅前に庁舎を建設するというマニフェストを再三でございまして、こうして述べさしてもらいますが、そのために町民に信任を受けて当選させていただいたという大きな信任の意味がございまして、その点について簡単にこうだからこう変

わるということは毛頭考えはありません。

○副議長（崎本）前田議員。

○14番（前田） もう一つ抜け取ると思うんですが、町民に信を受けたかどうかということについては、私もそれほど信任を受けた行為だというか、発言だとは思いません。要するに町長、個人演説会等ではその件に触れてないんですね。確かにパンフレットというのか、しおりというのか、そのものには触れておられましたがね。そういう演説会、立会等では全部避けて通っておられるんですね。だからそのものを真に受けるということとはできないんですが、今町長はあくまでもやらない、話し合いはします、こういう言葉ですが、その声は全くない。次にいきますが、先ほどもちょっと言いました、まちづくり条例。窪町のそれでまちづくりができるのかどうか、この時に私も言いましたがね、後退線でまちづくりをするとね、とても50年、100年ではできんのかなじゃないか、こう言うんですがね、それについての返答は実は返ってないんです。そういうことで後退線でまちづくりができると考えとるんかどうかな。これが一つまずね。それでできるとするならば、どれぐらいの年数、100年でできるのか、50年でできるのか、どのような目安を持っとるのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡） 窪町のまちづくりの問題を私が町長にならしてもらって、いろんな地権者とか地域の問題で前町長の時に5.8ヘクタールの地区においてのまちづくりの計画はあったわけですが、いろんな集会とか説明とか何ぼやってもできません。それ以来、駅前にまちづくり事務所を作って、経費を使って何年間も、結果的には今現在の通りに虫食いのような形しか用地取得ができません。これでは前に進まんということで、議会の皆さんの理解をいただいて都市計画変更をさせてもらって2ヘクタールに変更した経緯をご承知のとおりだと思います。それによって、相乗効果によって2ヘクタールの開発、そして実行すれば、地域の窪町の方も大きく目を向けていただくんじゃないかと思っております。開発行為というのは、私が申すものでもございませぬが、段原都市開発問題も含めて、今現在60何年経ってようやくですね、段原が本当にすばらしい町になったということではありますが、過去いろんな我々も議員をしておった時とか町長の時に、いろんな各地へ研修をしてまいりましたが、なかなか開発行為、例えば立ち退き問題、また換地の問題も含めて、ワンスパンが大体15年ぐらいかかってもなかなかできないというのが、現在今までやってこられた区画整理とか開発工事でございますので、そうした

中において、海田町によって何をすべきかという精査をした中で、私は2ヘクタールで開発工事をさしていただいて、そしてまちづくりをしながら、またあとの3.8ヘクタールについても、そのでき具合によって大きく相乗効果があるというふうな判断のもとに、今日進めているわけでございますので、なかなか何日までいつまでというのは難しいんですが、相手があることでございますので、粘り強く辛抱しながらですね、やはり理解をいただきながら、まちづくりを進めていくのが正当なやり方でないかというふうに考えております。

○副議長（崎本） 前田議員。

○14番（前田） 今のようなことで区画整理をやって、半分の時には庁舎を建てるのか、それはどういうふうになっていくのかわかりませんが、あとの用地については単なる雑草のね、ますます海田の駅前が錆びれるというか、お粗末な状態、それにしかない。今も言いましたが、漠然と何年ぐらい見込んどるかどうかわかんけども、段原が60年もかかると、1スパン15年かかる。それはそうであるのかもわからないけど、本町の駅前まちづくりができないと、こういうふうに言うわけですね、私が言いたいののはね、その一部、区画整理の用地として買い入れたものをこの間も売却されたというか、本当は一件ずつでもそうして場所を買ってもらってね、建て替え等やってもらうことによってね、より早くまちづくりができると思うんですがね、これにも逆行しとる、こういうふうに思うわけですが。どうも私と町長の考えと違うんでね、あんまりしとってもお粗末な言い合いっこするばかりでもまちづくりにならんと思うが。ここの所をもう今一度ね、真剣に考えてもらいたい。駅前には区画整理をしても残地については草が生えるだけ。町の発展には繋がらない。海田の駅前に行ってみい、ペンペン草が生えとるだけじゃと、こういうと言われるようになるんでね、そういうお粗末なことじゃあ困るんで、今一考を願いたいということをお願いをしておきます。もちろんこの立体交差事業もそういうことですよ。緊急時に10分も20分も踏切で待たされる。昨日、誰かの話でありましたが、通算9時間も止められとるんだと、こういうなことです。こんなことでは町の発展にならん、こういうんですね。そこでちょっと視点を変えますがね、この連続立体交差事業のこと、本当に町長、この間も私どもと一緒に知事の方にも行きましたがね、ただ単にお願いしとるんだ何かというようなことだけでは、とろくさいと思うんだよね。本気で。先ほども8回とかいうような話もあったが、何がどうかわかりませんが、毎日でもね、行ってお願ひするぐらい。場合によっちゃあ副町長・部長、

交代でね。3人が交代で行って何かやらないと、本気で知事も動かない、こういうふう  
に思うんですね。ただ単に金がないからやらないとか、そういうことだけではないと思  
うんですね、先ほども言いました。窪町の区画整理をやめたことに原因がある。私も議  
会に入った時、町長も同じじゃったんですが、いわゆる窪町の区画整理が先なのか、立  
体交差が先なのか。何のために連続立体交差事業をやるのか。それは区画整理まちづく  
りやるために、南北の自由往来のために、ほじゃあ立体交差やらんにゃいけん。ここに  
まちづくりの原点があったんよね。言葉は違うかもわからんが、よく言われる言葉でニ  
ワトリが先なのか卵が先なのかというのがあってね。だから窪町の区画整理、まちの再  
開発が先なのか、立体交差が先なのか、こういうことで連動しとった事業のはずなんよ  
ね。その片方の鎖が外れたんだから、おのずから全部壊れていくのは当たり前のことじ  
ゃないか。ここに私は最大の原因があると、こういうふうと思う。だから日参してでも  
何としてでも、たちまち7年遅れとかいうことはありますがね。仮に10年、20年遅  
れてもやらないと、今後は100年に200年経ってもこういう事業はできないと思うん  
ですよね。その辺の気構えというのか、力の入れ具合というのか。その辺について町長、  
どのように考えておられるか。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）昨日もこの問題について答弁をいたしましたように、連続立体交差事業の  
進捗状況によって町のまちづくりが随分変わってくるということを、議員の皆さん方に  
いろいろ説明の中でわかっていただいていると思うんですが。現在、この連続立体交差事  
業は県の方が6年、7年遅れたという経緯がございますが、私は県知事・幹部に会う度  
にこの事業の早期着工をお願いする次第でございます。今回、そういうふうな話の中で、  
いろんな案が出てくる可能性もあるんですが、とにかく私はどんな案があっても、とに  
かく連続立体交差は絶対にやっていただくという信念の基に、県知事さんをはじめ、ま  
た県議会議長さん、副議長さん、そして市会の方の関係もですね、総力をあげてやっ  
ていただくように要望活動をしております。それいっちですね、皆さんにまだ、どの人  
行っただけということを全部日程的に話しておりませんが、市会議員の皆さんとか、そして  
県会議員の方にもいろんな機会を捉えてお願いに行ってください、圧力をかけてください、  
是非海田町の思いを通して下さいというふうな活動は毎日しとるつもりでございます。  
今回議会も済みしましたら、改めてすぐですね、また県の方の幹部の方とか、副知事とも  
時間が取れば、県議会中でございますので機会を捉えて、いろんな陳情に行きたいと

こういうふうに思っております。また、国会議員の方にも先般からいろいろ情報を提供しまして、是非、県がだめなら国の費用でもできんかということをしてですね、費用と関係と全部動向を付けたもの送ってですね、また一緒に行って話をさせていただいておりますが、現在、ご承知のように選挙という大きな非常に自分らのことに対して大変な時期にきてますから、改めてこれ済み次第ですね、国会の方にも陳情に行き、県・国の方いろいろですね、国土交通省にも頻繁にこの活動を続けていきたい、こういう考えでやっていきたいと思います。

○副議長（崎本）前田議員。

○14番（前田）先ほどもちょっと言いましたがね、この町が歯抜けになったというのか、いろいろ立ち退き、そういう問題でね、非常にみすばらしい町になっとる。特に役場近辺。ご存じの通りで改めて私が言うまでもないと思いますがね、これは他町から来られた方がこういうものを見られますとね、特に海田町はどうなっとるんかと、ぶさいくな町だなと、こういうふうに言われるんですね。先ほどもちょっと言いましたが、こういう責任は誰がとるのか、こういうことなんですね。それで私どもの町からですね、要するに海田町の、この立ち退きのためにそれなりの負担金を出しとると思うんです。私のどんぶり計算なんです、わかれば数字も聞きたいんですが、少なくとも4億ぐらいは出とると私認識しておるんですね。間違うとったら間違うとって結構です。その数字を教えてくださいでもいいんですが、ここらの責任、こういうゴーストタウン化した町の責任、どうしてくれるんか。誰が責任を取るんか。今、言いましたように負担金もそういうことで既に4億ぐらい。間違うとったら訂正して下さい。その数字を教えてください、担当はどなたか知りませんがね。その既に4億なにがしかのものから使ってね、あとはこれ税金の無駄遣いということですから、これの責任。あるいはこれ返金が行われるんかどうか。こういうことについて、どういうふうな始末というか、対策を取るのか、その辺のことはどうなるのかお尋ねします。

○副議長（崎本）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今、ご質問された連続立体交差事業の海田町の分担金なんですが、平成23年度末で約3億6,300万円支払い済みとなっております。

○副議長（崎本）副町長。

○副町長（三宅）当然に事業中止になったら返還を求めるということになると思いますけど、現段階では負担を求めることがないよう、当初計画通り進められるように、先ほど

町長申しましたが、私も努力してまいりたいと思います。

○副議長（崎本）前田議員。

○14番（前田）都市整備課長から3億6,300万、こういうことですかね。当然これ、町職員が出向で勉強に行つとるはずなんでね、その辺のことは入ってないんだろうと思いますが、その辺の差異についてはあえて問いただそうとは思いませんが、そういうだけの4億近いお金ね、いっとるのは事実なんで。今、副町長の言葉でね、それは返還を求めるんだということ。とにかく町長、話若干逸れますがね、駅前に庁舎を建てるんだというんでね、二度までも設計をされとるんですね。まずパース、186万というふうに記憶しておるんですね。その後、約400万、380万の消費税プラスで、厳格には399万ぐらいになるかと思うがね、そういう設計をやつとられる。これもまた先ほど言いましたように、2,000平米での設計であるから、残りの1,500平米を足すと地形が変わるんで、この図面はまたパー、いつかも言いましたね。畝保育所、これ750万ほど使うとられます。こういう無駄なことばかりされとるんですね。だから場所決まってからなぜやらないんだ。今でもちょっと話は逸れましたがそういうことで、近隣住民と協力したりしてこの対策を何かせんかい。やる気はないんじゃない。これじゃまちづくりにはならないんですね。ほいで口じゃあ、県会議員やら国会議員やら何とかに一生懸命お願いしとるっちゅうんじゃない。道端の立ち話じゃ話にならないんですね。この辺がね、町長の姿勢のつまらんとところじゃろうと思うんです。だからまずこういう無駄遣いなんかを止めて、場所決まって設計する。道端の立ち話じゃなくして、正式に時間を取ってやらないかんのです。先ほど、宗像議員の質問で出ておりましたがね、船越近辺で連続立交は止めるんだと。だから海田町部分についてね、一部ね、単独立交っていう話も出とるんですよ。あなたが知らないはずはないんですね。だからなぜそこでそういう話が出とるんか、それが耳にしとる話と違うんだという言い方じゃったんだろう思うんです。事実そういう話があるんですね。そこで何が言いたいかというんですね、先ほど議会通信なんか見とったらね、12月17日、あと10日ほどですが、J R西日本支社長の来庁、こういうのが入つとるんですね。はっきり言って何しに来られるんか、どういう話の説明に来られるんか、この辺のことが聞けるのかどうか、どうなんかね。この辺は今の立交問題ということでね、J R支社長の動向を言えというんじゃないでして、その辺について来られるんだからこういう用件で来ますという何かそういうような話があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

○副議長（崎本）建設部長。

○建設部長（北山）連続立体交差事業につきましては、県の方が交渉、協議しておるのはＪＲ西日本本社でございます。支社長が来庁される件はですね、町道の踏切の改良、町道２号線・３号線ございますけど、その話についてですね、来られるというふうに伺っております。

○副議長（崎本）前田議員。

○１４番（前田）２号線・３号線ということですが、２号線の場合だとね、畝の踏切、これは別として、あとこっちに三つか四つかあると思うんですが、それは連続立交をやれば何もそういう話は今更する必要はない、こういうことになるわけですけどね。あとは呉線がどうなってくるのか、これも立交をやれば、何ら本町とはそういう話をする必要はないわけですが。ですから先ほど来、やかましゅう言うようにね、是非ともこの連続立体交差事業はやらにゃならんというね。だから踏切を単に１メートルほど広げる、瀬野川右岸・左岸・呉線についてね。１メートル、２メートル広げたけえってね、別段、こんなものは安全というか町の発展に繋がらない。先ほども言いました、誰かのあれで通算で９時間も止められる。緊急自動車が来てね、火事じゃいうて目の前が燃えとるのに、踏切がチンチンいうとって行かれんというのはね、これはもうまちづくりにならんので。こんな部長言われるような話をね、素直に聞くべき話ではない、これはしっかりそういう話はお断りしてですね、そういう話こそ棚上げにして、是非この連続立体交差事業をやるべきじゃないか。それと再度ね、町長繰り返しますがね、近隣住民、これとのね、運動。要するに住民パワーが一番強いじゃないんかと思うんですよ。あなたはやる気ないと言いますがね。先ほど来、誰かも出とりましたが、商工会とか、あるいは船越住民、海田住民はもちろんのこと、そしてね、そういう要望書を作ったり、陳情行動をやったりね、やっぱり連携して、住民と。もちろん船越小学校の安全もある、そういうことも含めるとね、船越の住民らと協力せんというようなことは言わないと思うんですよ。再度、そのもうちょっと強う言いますが、これをね、一考する考えはないか、どうですか。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、住民パワーは昨日の答弁の中でも非常に貴重なものと認識しておりますが、現在、行われとる説明のまだ明細についての明示がないということも一つありますので、そこらを踏まえてですね、とにかく必ず連続立体やって

いただくということで取り組んでいく方法しかないと思うんですよ。いろんな条件的にですね、これがいい、これがいいというのは無視しましてですね、今、20年前に山の手線がこっちから下りてくるとかいう話もありますが、時代が違ってですね、車の動向なんかも随分変わってるという状況も我々も十分認識しておりますので、とにかく連続立体交差は海田町まずやっていただく、これ1本に絞ってですね、また、そのことについても県の方から説明を求めて、住民の皆さん方にいろんな説明の中でどういう我々の取るべき道がいいかという判断をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○副議長（崎本）前田議員。

○14番（前田）もちろんね、その決意はもちろんのことだと思う。しかし町長、ここはね、やっぱり連続立交やらすためにというか、是非そういう進めるためにはね、一つの回り道になるかもわからんけども、やっぱりそういう住民パワーも利用してね。結論が出てからでは遅いんでね。是非それはね、私は住民と協力した運動もやるべきだと、こう思うんですが。何回もしつこいようですが、ちょっと考えてみて下さい。我々もそれはやらにやはじまらん、こういうふうには思います。そしてこの事業7年遅れとかね、最初は3年待ってくれとかね、7年待ってくれということで通算10年くらい遅れてきたわけですが、これはね、先ほどこちょっと言いましたが、別に10年遅れたけえってね、20年遅れたけえってね、問題じゃないと思うんですよ。だからこれが一旦中止ということになると、恐らく復活はできないと思います。いつかも言いましたがね、平成2年じゃったかね、全国事業計画いうかそれ以来、10年以上未着手の事業が300事業は廃止になった。違うとるかもわからんが、大井千景大臣の時じゃったかね。それが7つ復活した、これいつかも言いましたがね、その中の一つである。それは何を意味するか。是非必要な事業だということを意味しとるわけですね。300事業、全国で廃止になって、7つの事業が復活したその一つであるということは、まちづくりのためとか住民の安全諸々考えた時には是非必要な事業であるということが認められて復活した事業、こういうふうに私は認識するわけですね。ですから今後、これが例え予算的に足らないとかどうとかいう話があってね、それが不可能なら更に10年、場合によっては20年遅れてもしようがない、なんとしてでもやるべきだ。その辺の決意を聞いて、わしこれで終わりますがいかがですか。

○副議長（崎本）町長。

○町長（山岡）決意の具体は再三述べさせていただいておりますけど、とにかく海田町の

町民、周辺の踏切の問題で、安心・安全を基本の基にまちづくりを進めるのが我々の使命だと思っておりますので、今ご指摘のように、今はじめからいけば6、7年遅れとらんでございますが、初期の目的を達成できるようにですね、努力をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

○副議長（崎本）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（崎本）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、議長と交代いたします。

○議長（久留島）それでは、交代いたしました。日程第2、第38号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第38号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を改めるものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第38号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。あわせて資料2の海田町特別職報酬等審議会条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、政務調査費について改正が行われたことを受け、条例中の政務調査費の名称を改正するものでございます。具体的な改正内容といたしましては、第2条中、政務調査費を政務活動費に改めるものでございます。この条例の施行日でございますが、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日から施行するものでございます。具体的には一部改正法の公布の日から起算をして6月を超えない範囲内におきまして、地方自治法施行令で定める日から施行するということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 38 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 38 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案の通りこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 39 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 39 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法の一部改正に伴い、年金所得者寡婦の控除の市町村への申告を不要とするとともに、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、第 39 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。条例の改正内容を資料 4 の海田町税条例の一部を改正する条例の要旨によってご説明いたします。また、あわせて資料 5 の海田町税条例の一部を改正する条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。大変失礼いたしました。資料 3 の海田町税条例の一部を改正する条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。それでは、資料 4 をお願いいたします。条例改正の内容についてご説明いたします。まず、1 の町民税関係の改正についてでございますが、第 36 条の 2、町民税の申告に関する改正でございます。これは年金所得者の寡婦控除の市町村への申告が不要になったことによる規定の整備を行うものでございますが、申告が不要になった理由は年金保険者から市町村に寡婦控除の報告を行うこととなったためでございます。適用時期は平成 26 年度以後の年度分の個人の町民税について適用するもので、施行期日としては平成 26 年 1 月 1

日でございます。次に、2の固定資産税関係の改正についてですが、1点目は附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合に関する改正でございます。これは地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の創設に伴い、公共下水道を使用する者が設置した公害防止用の下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の規定の追加を行うものでございます。具体的には、この条例で定める割合を4分の3とするものでございます。平成25年度以後の年度分の固定資産税に適用するもので、施行期日は公布の日からです。では、このわがまち特例についての改正内容を詳しくご説明いたします。(1)のわがまち特例の趣旨についてですが、これは今まで国が一律に定めておりました特例措置を市町村が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして導入されたものです。(2)の改正内容ですが、下水道除害施設に係る課税標準の特例についてですが、改正前は特例割合が4分の3であったものが、法改正後はわがまち特例を導入しまして、その特例割合の基準は4分の3を参酌して、下限3分の2以上、上限6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合となっております。海田町といたしましては、特例割合を今までと同様に4分の3として変更がないものです。(3)特例割合を4分の3とした理由でございますが、地方税法において参酌するとされている特例割合4分の3以外の特例割合を定めるべき特段の状況は見受けられないことから、地方税法において参酌すると規定されている特例割合4分の3とすることが適当であると判断をいたしました。次に、固定資産税の改正の2点目、附則第11条の2、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例についての改正でございます。これは24年度に行った固定資産の評価替えに伴い、土地の価格に対して行う時点修正を平成25年度、平成26年度も引き続き行うための見出しの変更及び字句の整備を行うものでございます。施行期日は公布の日からです。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案については、原案のとおり決す

るにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案の通りこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第4、第40号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、日程第13、第49号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第40号議案から第49号議案まで、地域主権改革関連条例一括提案をさせていただきます。第40号議案から第49号議案までにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の施行に関連するため、一括で提案をさせていただきます。内容につきましては、それぞれ担当者から説明しますので、よろしくお願いします。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(伊藤) それでは、まず第40号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。あわせて、資料5をお願いいたします。この条例の説明については、資料5の条例の概要に従ってご説明をいたします。まず、1の条例制定の経緯でございますが、地域主権改革一括法に関連し、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、本町が事業者の指定を行う原則として要介護の認定を受けた町民の方のみが利用できる地域密着型サービスについて、それぞれの事業ごとに基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。次に、2の条例の概要についてでございますが、1でお示しをした、この条例で定めるべき基準等の定義に従い、(2)で8つの指定地域密着型サービス事業について、それぞれ基準等を定めるものでございます。サービス事業ごとの説明は省略をさせていただきます。次のページ、資料の裏面の方をお願いいたします。次に3の基本方針についてですが、この度の条例制定に当たっては従来から厚生労働省令で規定をしておりました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、何らの支障が生じていないことや、事業者への混乱を回避する観点から、県及び県内他市町の動向も踏まえ、原則これまでの国が

定めた基準に準拠するものでございます。次に、4のこれまでの基準からの変更点でございますが、2の（2）の7の地域密着型介護老人福祉施設より定員29人以下の小規模特別養護老人ホームの設備に関する基準のうち、一つの居室の定員に関する規定についてのみ、県や県内市町との整合性から、これまで最大2人としていたものを、入所者のプライバシーの保護や入所者の尊厳が確保されている場合に限り、4人を上限とすることができる基準としたものでございます。5はこの条例の施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

続きまして、第41号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明をいたします。議案書は117ページをお開きください。あわせて資料は6をお願いいたします。この条例の説明については、資料6の条例の概要に従ってご説明をいたします。まず1の条例制定の経緯については、先ほどご説明した通りですが、この条例は要支援の認定を受けた方のみを対象とする事業について新たに条例を制定するものでございます。次に、2の条例の概要についてでございますが、先ほどの条例と同様に、まず（1）の示した基準の定義に基づき、三つの地域密着型介護予防サービス事業についてそれぞれ基準等を定めるものでございます。次のページ、裏面の方をお願いいたします。次に、3の基本方針についてですが、先ほどの条例と同様に従来から厚生労働省令で規定していた基準において何らの必要が生じていないこと、事業者への混乱を回避する観点から、県及び県内他市町の動向も踏まえ、これまでの国が定めた基準に準拠するものでございます。4のこれまでの基準からの変更点はございません。5はこの条例の施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）続きまして、第42号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の163ページをお開きください。あわせて資料7の海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表と資料8の海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要をお開き下さい。まず、改正の主な内容でございますが、一つ目は入居収入基準の整備でございます。これは高齢者障害者等の、特に居住の安定を図る必要がある世帯について、公営住宅法施行令の一部改正により、これまで国で定めていた入居収入基準を整備するもので、従来と同額にするよう考

えています。この同額とした理由については、1世帯当たりの平均所得金額は低下傾向にあります。昭和60年代と同程度であり、現時点では直ちに直すべきとは認められないためです。また、二つ目は新婚世帯等についての入居選考の優先についてでございます。これは一般世帯と比較し、入居選考抽選の際の当選率を2倍とするもので、改正理由については、現在町営住宅の入居世帯のうち世帯主の年齢が60歳以上の割合は約56%を占め、高齢化が進んでいますが、今回新婚世帯等の若い世代向けに入居基準を見直すことで新婚世帯等の入居を促し、町営住宅における年齢バランスがとれたコミュニティの形成と自治会活動の活性化を図るためでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、第43号議案、海田町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の164ページ、第43号議案及び資料9、海田町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の概要をご覧ください。まず基本方針としましては、町ではこれまで公営住宅法に基づき町営住宅等の整備を進めており、町が町営住宅等の整備基準を定めるに当たっても変更すべき必要性が認められないため、これまで国が定めていた基準に準拠することとし、町としての変更は考えておりません。以上で説明を終わります。

続きまして、第44号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の168ページ、第44号議案及び資料10、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の概要をご覧ください。まず基本方針としましては、町ではこれまで都市公園法に基づき、都市公園及び公園施設の整備を進めており、この度、町が基準を定め、当たっても変更すべき必要性が認められないため、原則これまで国が定めた基準に準拠するものでございます。しかしながら4番の変更点で記載しておりますように、市街化区域内の都市公園の標準敷地面積基準についてはこれまで国が5平方メートルとしていた基準を2平方メートルに変更しております。この変更理由としましては、政令によりますと、市街化区域内の都市公園の標準敷地面積は5平方メートルとなっておりますが、海田町の現状は1.12平方メートルであり、都市公園の数が多い反面、1公園あたりの面積は小規模であることから、県内の市町と比較しても少ないのが現状であります。しかしながら、高架下等の広場や瀬野川河川敷の利用状況や市街化区域に隣接する大規模な海田総合公園を設けている点を考慮し、現状の市街化区域内の都市公園面積の約2倍を町の標準敷地面積に設定したものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、第 45 号議案、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の 171 ページ、第 45 号議案及び資料 11 の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の概要をご覧ください。まず基本方針としましては、町ではこれまで高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいて特定公園施設の整備を進めてまいりましたが、この度、基準を定めるに当たっても変更すべき必要性が認められないため、これまで国が定めた基準に準拠することとし、町としての変更は考えておりません。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）続きまして、第 46 号議案、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明をいたします。資料 12 のご準備をお願いいたします。最初に基本方針ですが、これまで移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に基づいて町道等の整備を進めており、町が独自に基準を定めるにあたっても変更すべき必要性が認められないため、これまで国が定めた基準を採用します。また、去る 11 月 22 日に開催されました全員協議会において、ご指摘のあった横断歩道部における車道と歩道の段差 2 センチを低くすべきではないかということについては、視覚障害者が車道境界部を白杖や足により認識するために 2 センチの段差が必要な高さとされていることから、本町においても視覚障害者の安全な交通確保の観点から採用することといたしました。次に、町独自の変更点についてはありません。

続きまして、第 47 号議案、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてご説明をいたします。資料 13 のご準備をお願いいたします。最初に基本方針ですが、これまで国の道路構造令の基準に基づいて町道整備を進めており、町が独自に基準を定めるに当たっても変更すべき必要性が認められないため、原則国が定めた基準を採用します。しかしながら、4 の変更点で記載しておりますように最初の設置を柔軟に整備するため、広島県では第 3 種第 5 級の道路に設ける待避所の基準を長さ 20 メーター以上から 10 メーター以上とされました。このため、町の道路管理者間の整合を図るため、本町も広島県の基準に準拠することといたしました。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、第 48 号議案、海田町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定についてご説明します。議案書の 208 ページをお開き下さい。あわせて資料 14 の条例の概要をお開きください。まず基本方針としては、本町は終末処理場や都市下水路の位置づけがないことから、公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例のみを定めることとしております。構造の技術上の基準については、これまで下水道法施行令に基づき設計・施工を進めており、町が上乘せして基準を定める必要が認められないため、これまで国が定めた基準に準拠して条例を定めるものでございます。また、これまでの基準からの変更点はございません。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（丹羽）最後になりますが、第 49 号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてをご説明いたします。議案書の 210 ページをお願いいたします。また、資料 15 もあわせてご覧下さい。この度の条例制定に関しましては、資料の 3 番の基本方針の通り、布設工事監督者の配置基準について検討した結果、これまで国が定めた基準に準拠することといたしました。また、布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準につきまして、法令の資格基準を参酌し検討した結果、相当の経験年数を有することが必要なことから、これまで国が定めた基準に準拠することといたしました。これまでの基準から変更した点はございません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4 番（住吉）4 番議員、住吉です。先ほど建設課長の方から、横断歩道部の歩道と車道の段差 2 センチというのは視覚障害者のためにあるという説明を受けましたが、平成 15 年に確か国土交通省と高知県と高知市、この三者が合同で社会実験を行ってるんですね。障害者の方々に協力してもらって。その際にやはり車いすの前輪が段差 2 センチじゃ乗り上がらないという結果が出てるんですよ。また、全国各地の自治体においても同様のクレーム、例えば、一番多かったのはベビーカー。こちらが 2 センチだと、やはり乗り上げに苦労すると。それに対する回答は先ほどの課長の説明と全く同じで、視覚障害者のためにあると。その辺は納得できるんですが、この辺、町として独自の折り合いつける考えはないんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今、議員さん言われたこと、私も確かに調べました。そういったこともまたあるでしょう。また、全国ほかの所にも調べればいろんなやり方があります。まだ標準化されたものはございません。また、よくよく調べるとですね、横浜市なんかはやっぱり2センチのままでやると。それは視覚障害者のために、やっぱりその触知用のゴムが剥がれたり、いろんな不都合が出るということがあるんで横浜市なんかは2センチをやられるということで、また標準化に至っていないということがありますので、本町といたしましてはそういったまた全国の事例等を見てですね、標準化も視野に入れて、どの方法がうちにとったらいいんかというのは、今後の検討課題であるという具合に考えております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。まず、第40号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第41号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護要望サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおりこれを決めます。続いて、第 42 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 42 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 42 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおりこれを決めます。続いて、第 43 号議案、海田町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 43 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 43 号議案については原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおりこれを決めます。続いて、第 44 号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 44 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 44 号議案については原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおりこれを決めます。続いて、第 45 号議案、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 45 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 45 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第 46 号議案、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 46 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 46 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第 47 号議案、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 47 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 47 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第 48 号議案、海田町公共下水道の構造の技術上に関する条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 48 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 48 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおりこれを決しま

す。続いて、第 49 号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 49 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 49 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 14、第 50 号議案、旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 50 号議案、旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について、広島県指定文化財旧千葉家住宅の保存及び活用を図るため、設置及び管理について定める条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中垣）それでは、第 50 号議案、旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定につきましてご説明いたします。議案書の 213 ページをお開きください。あわせて、資料 16 の旧千葉家住宅設置及び管理条例の概要をご覧ください。この条例は、昨年 7 月 1 日付けて寄贈を受けました広島県指定文化財旧千葉家住宅の保存、活用に係る規定を整備するため、新たに条例を制定するものでございます。なお、名称につきましては、以前千葉家の所有であったことから旧千葉家としております。条例の内容について順にご説明いたします。まず、第 1 条の設置及び目的でございますが、広島県指定文化財旧千葉家住宅の保存、活用を図り、町民の歴史に関する知識・教養の向上に資することを目的に、旧千葉家住宅として設置するものでございます。第 2 条の位置でございますが、中店 8 番 31 号でございます。第 3 条の入館料でございますが、無料としております。第 4 条の入館の制限でございますが、第 1 号は伝染性の病気にかかっていると認められる者、第 2 号は旧千葉家住宅の施設又は設備を棄損し又は棄損するおそれがあると認められる者、第 3 号は風紀又は秩序を乱すおそれがあると認められる者、第 4 号は他の者に迷

惑を及ぼし又は迷惑になる物品もしくは動物の類を携帯する者、第5号はその他教育委員会が不適当と認める者で、各号のいずれかに該当する者につきまして、入館を拒み又は退館を命ずることができることとしております。第5条の禁止行為でございますが、旧千葉家住宅を適正に管理するため、第1号で行商その他これに類する商行為、第2号で寄附の募集、第3号で宣伝その他これに類する行為、第4号で広告物等の掲示もしくは配布又は看板、立札類の設置、第5号でその他管理運営上支障があると認められる行為を禁止するものでございます。ただし、教育委員会の許可を受けた場合はこの限りでないこととしております。第6条の損害賠償義務でございますが、入館者等が住宅内の展示資料、施設や設備の棄損、滅失など損害を与えた場合には、その損害について賠償していただくというものでございます。第7条の規則への委任でございますが、この条例のほか旧千葉家住宅の管理運営に関する必要事項は、教育委員会が規則で定めることと規定しております。附則でございますが、この条例の施行日は平成25年4月1日としております。なお、資料で4、運営についてとして記載しておりますが、開館日は毎月第1・第3木曜日とし、1月1日から1月3日までを除くこととしております。木曜日としておりますのは、過去の実績から平日において最も利用件数が多い曜日であるためでございます。開館時間は10時から16時までとしております。また、その他で記載しておりますが、学校及び一般の団体等につきましては、現在と同様に随時教育委員会で受け付けを行い、見学の対応をしてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。まず教育長に確認させていただきたいと思います。去年からいろいろこの条例について早く設置すべきじゃないかと申し上げてきて、ここまでかかったのに、できたこの条例、中身なんですか。もう少し検討してやられると、この前おっしゃられたんですね。僕、この前挙げたら、こんなじゃなくてもっともったもの作られるとおっしゃられました。まずそれがどうなってるか。これだったらもっと早くできたんじゃない。次に、開館日の問題。月に2日しか開けない。確かにフリーにオープンに開けてませんから、開館日に一番多い日に開けられたというふうに今、おっしゃられましたけど、今度はフリーになるんで、もう少し、例えば日曜日やなんかだったら開ければ見に来られる方がおられるんじゃないんかと思うんですが、その辺についてどう考えておられるのか。それからそれに絡んで、後から絞るのは、来館者が少

なくなってからならいいが、今回は開けるわけですから、オープン、無料として。だからはじめは多くしてだんだん絞る形に。はじめから絞った状態というのは、ちょっと違うんじゃないかというのが1点。次に、これを開けた時に館を管理する職員はどうするんですか。施行日、来年の4月1日。早く整備しなきゃいけない、整備しますと言っておって、なぜ4月1日なんですか。もっと早く繰り上げてもいいんじゃないんですか。ご答弁をお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）1点目のこの内容ではというところにつきましては、いわゆるプロジェクト等を編成していろいろと調査をしながらという思いもありながら、現状まだそのプロジェクトは続いておりますけれども、そうは言ってもこのままでは物事が進みませんので、現状この範囲で基本的な形のものをまず出させていただいたと。それから、いわゆる開館の曜日及び回数及び時間帯等については、これは過去の実績、さらには附則の方の中で説明をさしていただいておりますけれども、特に海田の小・中学生等については、直接この曜日云々とは別枠で物事やってきた経緯もありますので、それから団体等についてはまた調整も中でやってきたという経緯もありますから、一応月2回の状況を作らせていただいた。それから、そういった日にちやらその状況を含めて申し上げますと、旧千葉家に常駐の職員を配置してということになっておりませんので、これについては現状、今までやっている中身で言えば、いわゆる海田町教育委員会生涯学習課に1人いる学芸員という資格を持つ職員が1名います。この職員が主にあたっていただくことと、今一つはふるさと館の職員がこういうことに詳しい人材もいますので、そういった人材を活かしてという、限られた条件限られた中での設定になっていることで、こういう形になっていることをご理解いただけたらと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）施行日を4月1日にしたことについて説明がありません。それと必要ならば補正予算をかければ済むんじゃないんですかね。施行日をするためにしなきゃならんですから補正予算を組まさせていただきますっていう、じゃないかと思うのがまず1点。それから先ほど言いましたように、一般の方が、じゃあ月に2回以外一般の方は見なくていいっていう判断ですね。団体の場合はいつでも開けるけども、一般の方は見んでもいいって、もっともっと広く。今日も一般質問で言われたように、我々の文化の一つの発祥じゃないんですか。それを公開するのに、まず日曜日を開けてない問題が一つあるん

じゃないんですか。これが1点。次に、この条例を出されてこれが基本的な形ですよっていうことは、これから先またこれ変更するのですか。今からプロジェクトでまたその会議をして変更するというふうに理解してもいいんですか。そうじゃないでしょう。ここにあげた以上ある程度、これから10年なり20年なり30年後世まで続くようなものにしていく条例を上げられたわけですね。そのためにプロジェクト今までやるために時間とられたわけでしょう。それを今みたいな言い方はちょっと違うんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）補正につきましては、これは年度当初からはじめるという形でこちらを計画しておりましたので、補正は考えておりません。それと一般の方に利用していただくということで日曜日はどうかということでございますが、私どもが月に2日の開館にいたしましたのは、一般からの問い合わせ等と過去の状況を勘案しまして、一応月2日という形にしております。それとですね、これは言われたようにこれが基本の形になりまして、4月1日までにまた諸般のいろいろこれから問題点が出てくるかもわかりません。それを整理してまいりたいというふうに考えて4月1日としました。

○議長（久留島）施行日を早くならないかという答弁は。

○教育次長（植野）その分については準備等ありますので、私どもは4月1日というふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）この条例出してまた4月までに改正するということですか。教育長の最初の答弁もそうですし、これを基本にしてこれから考えていくとおっしゃられましたよね。今、次長は次長で4月までにいろんな不備があれば不備を改正するというふうにおっしゃられたが、それはちょっとまずいんじゃないですか。開館日についても、当初僕の説明に答えていただけないんですけれども、日曜日に開館、まずしょっぱなだからこそ月に2日にせんと、最低限週に指定とか2日に上げられたらどうですか。それで絞ってくるのはいつでもできるんじゃないですかという説明しましたよね。最初絞って、これまた広げるんですか。多分、開館日については規則の方でやられていると思いますので、規則だったら教育長なり町長決裁できると思うんで、その中で広げていく。ただ、問い合わせがあってからじゃなくて、こういうものを上げたんですからどうですかという、やっていくのが本来のこういうものを公開するとの原則じゃないんですか。その中で運

営上どうにもならない、もう人も少ないからやむを得ず少なくしましょうって、絞っていきましようっていうならまだ理解できますけど、最初から外部には公開しない、不特定の者にしか公開せんようなやり方はまずいんじゃないんかと思いますが、どうですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）こちらの方につきまして、先ほど4の運営についてというのは条例事項ではなくて、管理運営の方の規則の方でうたいこむもので、これはあくまでも基本として行うというものでございます。それと日曜日の開館につきましては、人のやりくり等いろいろございましたので、団体の方につきましては事前の予約をしていただいて対応するという形でこういう形にいたしました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、213ページの議案ですけども、第1条、町民の歴史に関する知識及び教養の向上に資する、教育もここには含まれますけども、寄附を受けた時の、寄附をして下さった方の、こういった思いで寄附をされたか、思い起こしてみして下さい。そこには教育っていう言葉が明確に入っておりました。しかし今回の1番大事な1条には教育っていう言葉が入っておりませんけども、それを入れられなかった、寄附者思いをここに表現されなかった理由は何でしょうか。次に禁止行為ですけども、この第5条の禁止行為であげられておりますけども、飲食は禁止行為に入らないわけですね。そこは飲食は認めるっていう解釈で条例は制定されているのに読み違いはないですね。続きまして、今度は資料16の、先ほど宗像議員からも開館日について云々言われました、月2回、費用対効果を生む施設ではありません。しかしふるさと館を廃止して、取り壊して畝保育所を建てるっていう前提には、費用対効果は生まないっていうことだったんです。整合性が全然取れておりませんが、その点はどのようにお考えでしょうか。最後にこの条例が施行されましたら、現在普通財産ですけども、いつ行政財産に移行されるんでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）この条例の中では、教育という言葉自体は入っておりませんが、この町民の歴史に関する知識及び教養の向上ということの中には、教育という言葉も含まれていると私どもは解しておりました。それと飲食につきましては、規則の方で定めるように考えておりました。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）普通財産から行政財産への移行の時期でございますけれども、この管理の条例が制定した時点で普通財産から行政財産の方に移行となります。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）すいません、先ほど規則の方で飲食の規定をすると言いましたが、それちょっと取り下げまして、入館の制限の中にあります第5号のその他教育委員会が不適当と認める者という中に含めさせていただきます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）規則で今の飲食をじゃなくて、ここに第5条にちゃんと飲食ということを入れてて、教育委員会の許可を得た場合はこの限りではないという、ここには禁止してなくて規則で禁止するということあり得ませんね。それと先ほど、私記憶にあるんですけど、寄附者の方は教育に寄与したいっていう一番の思いがあったわけです。この文言に含まれているからいいんではないか、寄附者の心を踏みにじることにならないですか。私ちょっと信じられない。人の心はやはり大事に。どんな思いで寄附してくださったかっていうことは真摯に受けとめていただきたいと思います。その点についてどうにお考えですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今、議員さんが仰せの言葉について言えばですね、教育という漢字そのものが入っていないよと。それは寄附をいただいた思いは大変強かったよということは、私もその場にいましたし、それまでいく経緯でやってきましたので。ただ、突端の広島県指定文化財旧千葉家住宅というこの県の重要文化財いうそのものが、そういう要素を持つとというような思いやら、それをそういった中身を町民の歴史に関する知識や教養という形で広く大きくした形で言っております。特に寄附をいただいた方から話を聞いている部分についてはですね、海田町にいる小学生、中学生にはこの点をきっちり伝えて欲しいと、また生かして欲しいという思いは、私もしっかりそこは感じてますし、そういう形のところをこういう文言で書かせていただいたいということでご理解いただけたらと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3点だけお尋ねしますが、先ほど質疑の中にもありましたけれども、この程度なのになぜ早くできなかったのか。どうも私はね、怠慢な傾向がある、このように感じてならないんですが、なぜ早くできなかったのかお尋ねしま

す。二つ目には、千葉さんの好意によって寄附していただいたんですが、かなり寄附していただいた時から皆さんが注目をされてですね、非常にいつ開くのだろうか、あるいは、どういう手続をしたらいいのかというのが何回かありました。私もこれまでなかなか入る機会がなくて、寄附してもらった時からいろいろ視察をさせていただいておりますけれども。そういった面から土・日をですね、なぜ開けないのか。私は人件費がかかるというのであれば、シルバーでも委託をしてですね、土・日を1年か2年開けていただいて、一定落ちついたところまで開けるべきではないかというように思うんですね。海田町の財産を広く皆さんに提供して、いろんな歴史を学んでもらう。あるいは海田町のこうした歴史的な財産を公開をする、窓口を広げる。このことの意味が抜けておるというように思うんです。それからもう一つ、三つ目には、先ほど条例が提案をされておるわけですが、条例の概要によってここ説明があるわけですね。いろいろ条例の中に教育委員会の規則で定めるというのがありますが、旧千葉家住宅設置及び管理条例、これを規則に改める、私はそういう必要があるんじゃないかというように思うんです。何か複雑にして、片方だけ教育委員会の規則に作って、いろんなトラブルがあったらここにありますよいう。で、条例だけはここにありますいう。条例のもとに規則があるのは私は当然だと思うんですよ。しかも名称がついておりますから、概要でなくてちゃんと千葉家の住宅設置及び管理規則、この名称で私は条例のもとに置くべきだというように思うんですが、その点はどうぞでしょうかお尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）条例の中になぜ入れなかったのかということでございますが、条例で定める基本的事項は公の施設の位置、名称、所管区域等の基本的な事項でありまして、その他の事項については規則をもって規定して差し支えないものという行政実例で示されておりましたので、こちらの方を取らせていただいております。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）なぜ早くできなかったかということにつきましては、正直もう少しいろんな具体も考えなきゃいふことの思いがあったことも確かです。プロジェクトを含めての意見ももらいたい、またいろんな場所への比較・検討する場所の視察ということも企画してしましたので、ただ結果的にそうは言うても基本的な部分だけはきちっと出さなきゃいけないだろうということでこういう形、こういう日にちになったということで遅れた分については大変申しわけない。内容についてもそういう経緯でできております。今一

つの土・日等についてはですね、この千葉家そのものが、千葉さんが持っておられる段階からも、県教育委員会と町教育委員会で連携取りながら説明にあたったりということを実際やっておりましたし、さらには今の一部そういう形をやっていたという経緯もあり。ただ、寄附をいただいてからも結構土曜日、日曜日というのはいつもではないですけど、そういう形で土曜日、日曜日の団体の方の要望についてはできるだけ応じてきた経緯がありますから、その点については曜日を最低はこれだけはしようと。ただ、曜日等については今の職員の配置等々でできる日にちを開くという形をとってありましたから、土日については要望に対しては答えてきた経緯もありますし、今後でもできる範囲でそれはやっていけるというふうに考えて、いわゆる2日の曜日設定をさせていただいたというようにご理解いただけたらと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）早くできなかったこと、先ほどから何回もお詫び、陳謝をされておりますから、それは理解したとして、土・日をですね、なぜ開けないのか。門を開くというのが行政の本来の姿じゃないんですか。狭めて狭めてね、財産を公開をしないという、そんな感じを受けるんですよ。来るか来んかは別としても、門を開けて待っとく。それが住民サービスの本当の姿じゃないんですか。私はそのように思うんです。門を狭くするからなかなか人が集まらないんですよ。人が行こうという気がせんのですよ。しかも勤務をされておられる方は、土・日が休みで子供さんを連れて行ってみようかという好奇心が、門を開けるということによって生まれてくるわけですね。それがなされてないから私はなぜなのか、なぜ土・日開けないのかということを質しておるわけです。続いて三つ目の規則の問題、確かにここに、規則の中に教育委員会の規則で定めるというのがあるんですね。しかし旧千葉家の問題について条例を作ったらそのもとに、同じ名称で規則を作るわけですね。なぜ複雑な形を取るのか、不思議でならないですよ。ふるさと館でも全部規則はちゃんとあるわけですよ。なぜそれがとれないの。スパッとした形でね、条例を作る。みんなにわかりやすいようにするというのが、本来の姿じゃないんですか。お尋ねをします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）条例と規則の関係につきましては、私の方から説明させていただきたいと思います。今回の旧千葉家住宅につきましても、これは公の施設という位置づけになります。公の施設とするためには、地方自治法第244条の2の規定で条例で定めるとい

う必要が出てまいります。この後、この施設が公の施設という形に、この条例が制定された場合には、まず公の施設でございますから、町長の管理する施設になりますが、ふるさと館と同様に今後の委任規則によりまして教育委員会でその管理を委任するという形になります。そうしますと、他のいろんな施設の管理と同じように、それぞれを管理するために必要な細かな部分につきましては、議会の議決という意味ではなしに、それぞれの管理するところの責任でもって規則を制定すると。ただしその規則を制定する場合に、条例との関係をどのようにするかというところが明らかにする必要がありますので、公の施設の管理条例はすべて最後に必要な細かい規定についてはそれぞれの管理者が定めると。そういう規則によって２段階になっております。そういう意味でまず規則において、この千葉家の運営を決めるということは、先ほど申しました自治法で公の施設は条例をもって管理運営事項決めなければいけないとなっておりますから、先ほど教育次長からも説明ありましたように、根本的ないわゆる基本的な問題はこの条例で定めなければいけないと。そのために今回出しております。ただ、今までの規則とのすみ分けと、例えば曜日ですとか、時間ですとか、そういったものは規則へゆだねるという形をとっておりますから、それら他の施設とあわせまして規則委任という形をとります。これはそういった規則の部分について、その都度条例改正をされていてはというようなところは規則でという形になっておりますので、条例と規則すべてを例えば規則にできない、すべては条例にできないというところはご理解賜りたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○１５番（佐中）私の解釈が間違っておるんかどうかわかりませんが、この条例の中には教育委員会の規則で定めるとあるんですね。しかし説明の中には、旧千葉家住宅設置及び管理条例の概要というのがあるんですよ。私は概要でなくて、ここを規則にして、教育委員会が定めるというのだったらわかるんですよ。その規則という名称がないから、私は一括して教育委員会が全部まとめてね、規則にしておるんだろうという解釈をしとるわけですよ。そこら辺はどうなんかということを探ねとるんですよ。意味わかりますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回提出しております議案、議案というのはあくまでも条例と書いてあるこの議案書の方でございます。今、議員がおっしゃいました概要というのは、条例の条文を全部見ていただくのでは条例というのがわかりづらいだろうからという形で資料

という形で今回お示しをしております。教育委員会で作った資料でございますが、私の方で提出しておりますから私から申し上げますと、先ほどの資料 16 の中で、3 番までが条例の概要を示しております。しかしながら今後教育委員会規則で定める規則の中で、一番本来ここで皆様にもご審議いただいてご議論をいただく必要があるのではないかという主だった条項として、開館日とそれから開館時間とそれからその特例というもの、これを今後こういう規則を予定しておりますということをおわかっていただいた上で、条例を定めようという形でこの資料を整えております。ですから、今回の条例という部分でいきますと、4 番につきましては、この条例が可決され、公の施設としてこれが設置された後でこの内容、もしくは当然に今回この概要というものを議決いただくわけではございませんから、今後、今日の議論を踏まえて教育委員会の方で、今日の議論を踏まえて規則を制定される時に改めてそういったものになろうかと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12 番（崎本） あのですね、今、副町長言われるようにね、今日の議論やってですね、今日これ出されよ、資料。これ議論やっても中が全然ちゃんぽらんなわけよの。だから 4 月 1 日施行なら、皆さんで全協開いてもらって十分に審議してですよ、だから私も手を挙げてあれしたんじやが。広島県指定文化財旧千葉家住宅いうて、大まかに書いてありますよね。この千葉家の文化財ちゅうものはほぼ一部と私、聞いておりますが、そこらもきっちり勉強してね、その取り扱いをどうしたらいいかちゅうことを十分審議してね、全協でも開いてその中で十分説明してですよ。わけわからんもの出してから、答弁する者も考え考え答弁して、ほんで答弁できんところは副町長に助けてもらうてからね。そのようじゃだめでしょう。4 月に間に合うようにきちっと作りゃあ、それが一番いいんじゃないんですか。皆さんどう思われますか。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 14 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。今の議案についてでございますが、議長発議によりまして、閉会中の継続審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）継続審議は別としてですね、本会議に提案をされとるのに、本会議で審議せにゃといけんわけですね。それ以外はどっか付託せにゃならんわけですね。これはどうなるんですか。議事進行上、お尋ねします。何回も本会議開くんですか、これはどうなるのかお尋ねします。

○議長（久留島）次の議会で審議することになるんです。佐中議員。

○15番（佐中）次の議会言うたって、議会の本会議でどこも付託せんかったら、全部本会議で審査するわけになるんですよ。それでいいのかいうて聞きよるんです。

○議長（久留島）全協において。

○15番（佐中）全協だめよ、ルール違反じゃ。どっか委員会へ付託する、常任委員会かどっか付託すりゃええんよ。

○議長（久留島）閉会中の審査によって、総務文教委員会によって付託したいと思いますが、いかがですか。総務文教委員会に付託したいと思いますが、それでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）それでは、総務文教委員会に付託することにいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）では、そのように決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第15号、第51号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第51号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第6号）、平成24年度海田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、電気自動車の充電環境整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第51号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料17の平成24年度補正予算説明書により歳出からご説明いたします。なお、箇所づけのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。あわせてご覧いただき

たいと思います。３ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費の一般管理一般事務事業につきましては、電気自動車の公用車を導入するため、11万2,000円を増額するものでございます。次の電気自動車充電環境整備事業につきましては、ひまわりプラザ前の駐車場に急速充電設備、役場地下駐車場に普通充電器を整備するため、299万1,000円を増額するものでございます。次に、徴税費の税務総務費の税務総務一般事務事業につきましては、各種証明発行手数料を税務課でも収受するため、38万9,000円を増額するものでございます。４ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の老人福祉費の生きがい対策事業につきましては、県補助金の地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を活用し、海田住民活動ネットワークが実施する海田市祭りに補助金を交付するため、99万円を増額するものでございます。次の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、今議会に提出しております、介護保険特別会計の補正予算の法定負担分125万円を増額するものでございます。次に、福祉センター費の福祉センター管理事業につきましては、県補助金の障害者自立支援特別対策事業補助金を活用し、点字プリンターを整備するため、100万円を増額するものでございます。次に、障害者福祉費の障害者社会生活援助事業につきましては、自立支援医療費の受給者の増により597万7,000円を増額するものでございます。次の身体障害者等福祉用具給付事業につきましては、給付の増により413万2,000円を増額するものでございます。なお、障害者社会生活援助事業と身体障害者等福祉用具給付事業につきましては、国から障害者福祉費負担金が事業費の2分の1、県から事業費の4分の1交付されます。次に、国民年金事務費の国民年金事務事業につきましては、国庫委託金の国民年金事務委託金を活用し、国民年金システムを改修するため、126万円を増額するものでございます。５ページに移りまして、児童福祉費の保育所費の保育所改修事業につきましては、畝保育所の駐車場を整備するため、160万円を増額するものでございます。次に、衛生費の清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、資源物の売り払い額の増に伴い、資源物回収奨励金を増額をするため、170万円を増額するものでございます。次に、農林水産業費の林業費の林業振興費の串掛林道管理事業につきましては、9月補正で予算計上し調査を行った雨水排水管の修繕工事を行うため、550万円を増額するものでございます。次に、土木費の土木管理費の土木総務費の私道整備補助事業につきましては月見町地内の私道整備に補助金の交付するため、77万円を増額するものでございます。６ページをお願いいたします。道路橋りょう費の橋りょう維持費

の橋りょう修繕事業につきましては、日下橋の照明灯を修繕するため、85 万円を増額するものでございます。次に、都市計画費の公園費の一般公園改修事業につきましては、町内の公園のベンチを改修するため、120 万円を増額するものでございます。次の海田総合公園改修事業につきましては、野球場への階段を修繕するため、70 万円を増額するものでございます。次に河川費の排水路費の町内水路修繕事業につきましては、水路修繕費に不足が見込まれるため、60 万円を増額するものでございます。次に河川費の河川修繕事業につきましては、畝 1 丁目地内を流れる森川の上流部に設置してある沈砂地の土砂を撤去するため、140 万円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては、歳出に関連し、障害者福祉費負担金を 503 万 4,000 円増額するものでございます。次に、民生費国庫委託金につきましても、歳出に関連し、国民年金事務委託金を 126 万円増額するものでございます。次に県支出金の民生費負担金につきましては、歳出に関連し、障害者福祉費負担金を 251 万 7,000 円増額するものでございます。2 ページをお願いいたします。民生費補助金につきましては、歳出に関連し、障害者自立支援特別対策事業補助金を 100 万円の増額、地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を 99 万円増額するものでございます。次に財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、1,802 万円を増額するものでございます。次に諸収入の雑入につきましては、売上単価の上昇により、資源物売払金を 360 万円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 51 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,242 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 90 億 4,823 万 3 千円とするものでございます。以上で平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。多田議員。

○10 番（多田）10 番、多田です。電気自動車を公用車としてリースでしょうが、借りられるということなんですが、どこのメーカーで月々いくらぐらいになるのか。11 万 2 千円を割りゃあいいんでしょうけどね、教えて下さい。それともう 1 個、ひまわりプラザ、庁舎の分は公用車の分と考えて、ひまわりプラザの前に置かれる分については有料なんでしょうか、無料なんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）今回、リースで契約する電気自動車はマツダ車製でございます。1月のリース料が5万5,860円の6年契約ということになります。ひまわりプラザの急速充電設備なんですが、無料で利用者に使っていただくというふうに今考えております。

○議長（久留島）西山委員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、資料の3ページの先ほどの公用車の借り上げ料11万2千円ですけども、これは廃車になってリースをされるのか、公用車が1台増になるのか。次に4ページの今回の生きがい対策事業でまちづくり補助金で99万円ですが、先ほどの説明でかいじゅうネットの海田市祭りをされるということですけど、まだ予算が計上されていない時にかいた広報にありますよと、ボランティアを募集しますということなんですけど、この問題でいきますと、緊急に県の収入の2の地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金ですと、ちょっと苦しい使用に入ってくるんじゃないかと思えますけど、この決定が遅かったんでしょうか。でないと、もっと早くなっていたら9月議会で12月にするという案内を出されていいんですけど、予算も通っていないのかいた広報には祭りをするというのは掲げられていますので、もしこの予算が通らない時には、じゃあこの祭りはどこの財源でされたのかという問題が起こってくるんですけど、この点についてはどのように解釈をすればいいんでしょうか。それと最後に5ページの畝保育所の駐車場整備工事で今回160万円計上されておりますけども、いつまでに完成をして、保護者の方が利用できるのはいつからと計画なされてますでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）最初のご質問の古い公用車の買い替えですかというご質問でございますけども、今回の購入はマツダ株式会社が電気自動車をリース販売するという事で地元産業への支援とエコカーを購入するという事での環境のPRということでリースを決定したものでございます。将来的には今回の購入を含めた公用車の総数の整理をすることもあろうかと思いますが、現状では買い替えではなくて1台プラスということになります。以上でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）順序が前後しておりまして申し訳ないんですが、かいじゅうネットのイベントにつきましては、かいじゅうネットは独自で財源を探されてる中で県の町経由でという形でやっておりますので、今回もし予算が通らなかった場合には、また別途何ら

かの資金手当てをされるその資金手当て内でイベントをされるという形になると思います。ですから、かいじゅうネットの方ではそういったイベントをやるということを1ページ差し上げておりますのでそこで広報されたという形になっておりますけども、この補助金を使うかどうかというのは、最終決定はあくまでもこの予算が成立した後ということになっております。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）畝保育所の駐車場の工事につきましては、議決をいただいた後、入札をし、年度内に利用可能としたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの公用車を電気自動車でリースで、はじめてマツダがリースをするということなんですけど、今後公用車を更新する場合に電気自動車、あんまり高くないと思うんですけど、このリースにされていく計画を立てられるのか、今の計画の中でどのようにされるんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）今後、電気自動車を購入し続けるのかというご質問だと思うんですが、今回マツダが官公庁向けに24年度、25年度合わせまして108台の限定生産を電気自動車行っております。ですから、その108台のうち1台を海田町が今回リース契約を、補正予算が議決していただいた後にする予定でございますが、その残りの107台についてはもう予約といいますか、決まっておるというふうに聞いております。ですから、公用車は基本的にはマツダで買うこととしておりますので、今後マツダが電気自動車をどのように生産販売していくかというところで状況は変わってくるものと考えております。現時点ではこの1台のみという計画でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、今回の電気充電のための300万余りの歳出ですね。その費用対効果を考えた時には、やはりもっと電気自動車購入がリースとかいう方向性を検討すべきではないかと思うんですけど、その辺についてはどのように。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この充電器につきましてはマツダ車限定ではなしに、すべての電気自動車に充電ができるということから、まず一つにエコカーの今から町内に回ると。それから、マツダ車もやはり108台ありましても、その後もそういった電気自動車について展

開されると。そういうような中では、こういったマツダ車の電気自動車は今後とも普及するように。やはり家庭の部分では一晩かかりますので、そういう急速充電ができる施設を町内に作ることによって、住民の方のそういう電気自動車への転換を図っていただくと、そういう両方の意味合いから設けるもので、私どもの1台だけを対象ではなしに住民の方も含めた電気自動車の転換を図るということで、同じように県が県の駐車場に設置しましたが、それと同じような考えでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずね、説明書のとこの5ページ一番上、畝保育所。過去、あんまり一般質問になったらいかんのんじやが、どっか入口の所の土地をかうたらどうか、近所に土地を借りて整備したらどうかというのは何回も言ってきたんじやがね、その考えはありません、やる気もないときていたのに、なぜ今頃、土地が出てきたのか。行政の一貫性のないことへの責任を問うてみたい。それから6ページの中程の公園ベンチ、資料の20番。これにいくと曙公園のベンチと、こういうことになつとるわけですが、これは写真の見る型のものか、どういう型のものか。今後、11基新しくつけるっちゅうが、その型はどういうようなものなのか。少なくともこの写真で見る限り、やっぱり公園という場所柄ね、少なくとも足が3本とか4本とかいう形のね、壊れにくいものにする必要があるんじやがね。だから今の曙についとる1台がどういう形のものか。写真通りのものであったとしたならば、今後も簡単に壊れると想像ができるわけなんですがね。その辺の説明を願いたい。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）畝保育所の駐車場の問題でございますが、畝保育所の再整備については一般質問の中でも町長が答弁いたしましたように、まだ結論が出ておりません。このため保育所の送迎問題については、地元の自治会からも交通対策について求められております。また、現在の保育所53人の子供さんをお預かりして、世帯といたしましては今日現在41世帯いらっしゃるって、この中で自動車で送迎されてらっしゃる方が20世帯いらっしゃいます。また、雨の時はもっと増えまして30世帯の方が車を利用いただいておりますので、この解消を図るため、地権者のご理解もいただいた上で駐車場を整備するものでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）2点目のご質問で曙公園のベンチの取り替えの件なんです、こ

れは足が2本しかないんですが、これはそういう公園遊具メーカーの作成するベンチですし、強度に問題はないと考えており、今回このベンチにさしていただいたという次第でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、もう1回言いますがね、まず壊れたっていうのね、どういうふうに壊れたん。だから、いわゆるこういうものが一般的に壊れたり倒れたりする時はの、揺れるけえそうなんよ。だからこういうのは言いたいことはそういうことなんよ。だからさっき言うたろう、足3本とか4本とかにしたら壊れんのんじゃないか。2本だからギコギコやったらすぐ壊れるんよ。一般的にベンチにもたれれば背もたれにするのは当たり前のことなんよ。そういうことをなぜ考えんかということよ。メーカーが出しとるけえそれでいいという、そんな簡単なもんじゃないじゃろうが。せっかく錢かけるんじゃから。場合によっては、それが溶接個所が折れてひっくりこけたら、誰かケガしたらどうするん、誰が責任持つん。そういう安易な考えで物事やっちゃつまらんよ。だからどうなのかいって聞いとる。だから、今の駐車場もそうなんよ。過去何回も言うてるんよ、入口の駐車場どうなんか、借りたらとか。近くで借りてそういう所ないのか。やる気ありません。考える気ありません。誰が40台が停まるとか停まらんとか、そんなこと聞いとるんじゃない。なぜ今頃かってこう聞いとる。その理由よ。突如をやるようになった理由。40台じゃけやるんじゃないじゃろう。10台でも渋滞起こすのは当たり前のことなんよ、そんなものは。一、二の三で来れば。何ぼ40台こうが100台こうが、順次来れば渋滞は起こさんのんじゃ。くだらん答弁すんな。ちゃんと聞いたことを答弁してくれ。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、畝保育所の駐車場の件でございますが、これまで一般質問の中でもご答弁申し上げましたけれども、まだ保育所の再整備する位置が決まっていなけれども、地域の方から交通対策をしてほしいということを踏まえて、再整備ができるまでの間、地権者と協議をいたしまして借りることができたということから、今回舗装して駐車場の整備を図ったということでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）公園ベンチの件なんです、これは取り替えるに当たりまして足が壊れたいうのではなくて、座る座板がですね、利用される方につきましてはケガをさ

れる危険性がありますんで、腐食等ございましたので、足が壊れたわけではないんですが、その分で結果的に全部替えた方が安全性を保てるということで、今回替えさせていただいた次第でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。先ほど来、他の議員さんからも質問が出ておりますが、電気自動車。まあ地元企業に貢献ということでリースするのはええことなんですが、ひまわりプラザ前の急速充電器、先ほどの答弁で無料で使えるとおっしゃったと思うんですよね。要は町内で電気自動車持たれてる方が無料で充電できるという意味だと思うんですが、これまで各種質問、一般質問何なりで、よく執行部から受益者負担という答弁が出ておりましたよね。なぜ電気自動車の電気代だけタダで充電さしてもらえるのかと。今までの答弁と整合性が全くなくなるんですよ。これ認めたらひまわりプラザで私、毎日携帯電話充電しますよ。要は充電はタダでええんでしょ。電気の使用料はタダで使っているんですよね。町が何百万を付けて充電器を作って、それをタダで使っている。これはこれまでの受益者負担という答弁の観点から一体どうなってるんでしょうか。第2点、今、前田議員が畝保育所の駐車場の件で質問しましたよね。私が前回、保護者の方から頼まれて請願書出しましたと。ところが、今回こうやって駐車場が近くに借りれるとなると、もう現在地建て替えでもいいんじゃないですかという話になると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては、CO<sub>2</sub>削減のためには、やはりガソリンカーよりも電気自動車の普及というのは環境面から今から求められると思います。さらに地元企業であるマツダがそういった電気自動車を展開されるというところに当たってはバックアップというところもあると思います。その際にやはり一つ問題になりますのが、充電器がこれ家庭でやりますとフル充電するのに大体一晩かかってしまいます。急速充電器ですと40分で済むと。しかしながら、これなかなかまだ民間で普及をしておられません。そういう時にやはりこの充電という問題がネックになって、なかなかこれがそれぞれの家庭で電気代だけでできるものでもございませんし、そういったところからいきますと、普及させるためにはこの急速充電器を設けて、住民の方がそれが使えるという状態が必要だと。これは確かに受益も出ますが、それだけ当然に電気自動車単価も高うございますし、いろいろな面で今ガソリンカーよりも不利益なので、導入をなかなか考

えてらっしゃると。その導入の糸口にさせていただこうと。それが例えば補助金等を出す時でも、そういった一定の方の受益になっても、ある施策を進めるためという面から、奨励のためのそういう給付というのは十分あり得ると思います。現段階でこの充電器を付けようとされている公共団体、既に県あたりは付けておりますが、いずれも電気代は無償と。ただ、この場合はそれぞれの施設まで来てもらわなければいけませんし、というようなところが、各家庭に充電器を配るというようなものとも違いますので、来ていただく必要がありますけれども、将来的にガソリンスタンド等でそういった急速充電器が発達してくれば、こういった公共の充電器というのはいらないと思いますが、現段階ではこの急速充電器は他の都道府県を見ましても公共が何らかの施設、道の駅とかそういういろんな施設へ付けることによって、いかに電気自動車を普及させるかというところに努めておりますので、先ほどおっしゃいました、もう十分に普及しております携帯電話の充電とは異なりまして、電気自動車を普及させることによってCO<sub>2</sub>削減に努めたいというところの施策的目的による奨励と受け取っていただきたいと思います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）畝保育所の駐車場問題につきましては、これまでもご答弁しましたように、保育所の再整備位置がまだ決まっておりません。その中で現状でお示しております所の地権者の方は、一応将来的な利活用がおありのようでございますが、再整備できるまでの間についてはお貸ししましょうということで今回整備をしたものでございまして、保育所の建て替え位置をもとに駐車場を設けたわけではございませんので、その部分につきましては、今後の検討課題ということになると考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）奨励のために行政が果たしてタダで充電させるのは、いったいどうなんですかね。CO<sub>2</sub>削減はいいでしょう。じゃあ、省電力という観点では逆になるんじゃないんでしょうか。電気自動車の普及というのは、実際、電気自動車をまともに普及させようと思うたら、あと原子力発電所を10数基造成せにゃならんのですよ。そういった問題もあるわけですね。電気自動車の普及、果たしてそれは行政がやるべきことなのか、自動車メーカーがやるべきことなのか。そういった観点からも考える必要があるんじゃないんでしょうか。そうした場合、果たして行政が急速充電器を設置してタダで充電させる、それは公平感に欠ける話になるんじゃないんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）電力の問題おっしゃいましたが、やはり今、地球的なCO<sub>2</sub>の削減という段階では、確かにおっしゃいました電力全体を何で賄うかという問題はあるかと思いますが、この自動車については、ガソリンカー、ディーゼーカーという化石系燃料から電気、もしくはもっと違う水素、そういったようなものへの転換というようなこれは行政に求められている環境施策の一つだと思っております。この点につきましては、当然に公平性という面でいきますとすべての電気自動車に使えるというふうになっておりますから、少なくとも電気自動車というものを使うという面では、公平性も賜っておりますし、そういう意味でいきますと、例えば車の減税とかそういうのもすべてエコカーに対して減税ございましたけども、エコカーというのを推進するというのは重要な行政の施策の一つだというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）急速充電器のことなんですけれども、化石燃料がまずいということで、将来的にはほとんど電気自動車に移行していくんじゃないかと思うんですけれども。急速充電器、結構道の駅なんかにあるのは無料なんですけれども、ただひまわりプラザの前なんですけれども、まず時間がいつからいつまで、24時間充電できるのか。時間と。そこは他の公共施設と違いまして道路のすぐそばなんですよね。だから事故というか、悪さというか、そういうふうなのはどういうふうな対応をされるのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）ひまわりプラザの前の急速充電器の使用方法なんですけれども、給電ノズルといいますか、車に電気を送るノズルに鍵が付いておりまして、その鍵を開けないとノズルが抜けないようになっております。ですから、その鍵の貸し借りをする必要がありますので、ひまわりプラザの開館時間。ですから、その鍵を借りるためにひまわりプラザの事務所に行ってください必要がありますので、開館時間の範囲内で鍵の貸し借りをやっていただくということになろうかと思えます。鍵の貸出時間は開館時間の9時から閉館時間の21時半までに、先ほど申しました鍵を返していただくように。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それとですね、管理、あそこは道路に面しとるでしょ。破損いうんですかね、そういうふうな心配いうんかね、他の置いてある所は公共施設の駐車場の中にあるか、奥いうか、そういう所なんで、あまり関係ない人は入れないような所なんです

けれども、あそこは自由に誰でも通れるというふうなことで破損とかそういうのが心配なんですけど、そういうふうなのはどういうふうにされるのかっていうことを聞いています。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）施設の整備におきまして、管理の関係でありますけれども、これについては一般的に駐車をしていただければ、大きな被害は出にくいというふうな形になっておりますので、よっぽどですね、作為的にされない限り大きな事故は起きないというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。充電設備、私はわずかな費用で結構だというふうに思うんですが、しかし制度上ですね、誰でも使うと、町民の誰でも使うことができる。確認のためにちょっとそのことをお尋ねします。もう一つは特殊車、電気自動車という特殊車、一つのメーカーに限ってそれを使わせる。三つ目には、公務員は全体の奉仕者で一部の奉仕者でないというのは憲法の中にあるわけですね。一部の人に無料でそれを提供をする。私はここに問題が発生をするんじゃないかというふうに思うんですが。特殊車に限ってそのことを無料にしてやる、これは行政としてとるべきではないというふうに思うんですが、先ほどからいろいろ答弁聞くと地元産業で育成のため、こんな理由にならんですよ。例えば特殊車でいろんなことがあったら、それを無料にするんかということになるわけでしょう。先ほど住吉議員も言われましたけれども、受益者負担、いろんな形でやっとするのにこの分だけ無料で使わせる、あるいはタダでサービスをする。こんなやり方で行政は本当に成り立っていくのかどうか。私は公務員は全体の奉仕者と云々から、一部のそういうサービスをしてはならないというふうに思うんですが、どうですかそれ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一部のいうよりも、これはガソリンカーから電気自動車とかそういったエコカーへ転換を図ってもらうために、ガソリンカーの場合ですといろいろな所にガソリンスタンドがあって当然に給油ができます。しかしながら、今、電気自動車の場合には家庭の電源からとって長時間充電するか、もしくはこういう充電器から充電するかですが、急速充電器というのは当然に海田町内にはございませんし、この近隣では現在付けられました所が県庁の駐車場に1機あるだけだけという状態になっております。そう

すると、どこかへ行かなければいけない時にそれから一晩かけて充電して出かけると。そういうことになりますと、なかなか電気自動車というものが普及いたしません。ですから、電気自動車を普及させてＣＯ２削減に寄与するためには、それは電気自動車がいやすい状況をつくる必要があると思います。これは一定の方のための目的ではなしに、この地球環境を守るという大きな課題で動いておるわけですから、私どもとしては当然に公務員の責務であるというふうに思っております。なおかつ、当然にこれを入れる時に聞きましたら、この急速充電器というのはすべての今、国内で生産される電気自動車であれば同じタイプ、今回入れますマツダ車だけしか充電できないのではなしで、国内で生産される電気自動車はすべてこの急速充電器と設置できるというようになっております。今、海田町以外のいろんな公共団体におきまして、電気自動車を普及させるためにこの急速充電器というものを公共施設へ付けているというところでございます。海田町としても機会をずっと考えておりましたが、やはり海田町にとりましてはすべてにというご意見もあるかも知れませんが、地産地消という意味では海田町の主力産業でございますマツダ車の生産にある程度寄与するタイミングというのも狙っております。今回マツダ車が電気自動車が出た、さらにそういった急速充電器の設備についても安価に提供いただけると、そういう中で図りました。ただし確かに無料ということのすると、ガソリンで走ってらっしゃる方と比べてどうかということがありますが、現在電気自動車については、購入費用とかそういうものでやはりまだまだガソリンカーに比べて高い値段に割高になっております。それをこういったようなところを町がバックアップすることによって、できれば町だけではなしに、多くの方に電気自動車に乗り換えていただくということで、ＣＯ２削減が図られればと思っておりますから、今の議員が言われたような一部の人間のためというよりは、これは全世界的なＣＯ２削減のための。そこまで言うところとちょっとあれかも知れませんが、従来一般質問等でもよく出ております、そういったＣＯ２削減のための少し遅れておった施策の一つだというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○１５番（佐中）笑ってごまかすようなことじゃないんですが、今ちょうどね、過度期みたいな感じですよ。ガソリンが高くなって、電気自動車が開発をされて、それが普及されてそれそのものは私は別にどうも言わんのです。一部の奉仕者になってるところに問題があるわけですね。一部の奉仕者にちょっと頭を抱えられてだけでも。はいじゃ、

何台か 10 台か 20 台か 50 台か海田町でそのことが普及されてきたら、全部それに対応するような装置を作るんですか。町がですね。今まで使った人、あるいは差別的な扱いになってくるんです。私は利用者が多少なりとも料金を払ってですね、自動販売機のように電気を料金を徴収する。これは当たり前のことじゃないんですか。公民館だって皆そうでしょう、利用料全部払ったり、空調でも全部そうですよ。私はそういうふうを感じるんですが、どうもね、今の答弁の中身見たら早く自動車を買うたら無料で電気料金を町がサービスしてあげる。いろんなね、先でいろんな問題が出てくると思うんですよ。それは大丈夫ですかいうてお尋ねしようるんですがどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほども言いましたように、現段階ではそういう割高についても、購入費用、それからメンテナンス費用の割高についても、そういうエコの推進という形から、ガソリンカーから電気カーに乗り替えられてる方をいかに手助けするかというのは行政の役割の一つだというふうに認識しております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 51 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 51 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。再開は 15 時 15 分です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 3 時 0 5 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 16、第 52 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 52 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、消費税納税額の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、第 52 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。歳出歳入の補正につきましては、お手元にお配りしております資料 22 の補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明します。資料の 2 ページ目をお願いします。一般管理費、一般管理一般事務費事業につきましては、前年度消費税及び地方消費税額が決定したことに伴い、予算額に不足を生じたため、179 万 5,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明します。1 ページ目をお願いします。繰越金でございますが、財政調整のため 179 万 5,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明します。第 52 号議案をお願いします。この度の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 179 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 14 億 2,710 万 7,000 円とするものでございます。以上で平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 52 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 52 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 17、第 53 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算

を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 53 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、介護サービス給付費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 53 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料 23 号の平成 24 年度補正予算説明書によりご説明をいたします。まず、歳出からご説明いたしますので資料の 3 ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金 1,200 万円の減額は、訪問介護等の在宅サービスの利用が見込みを下回ったことによるものでございます。次の地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の 1,700 万円の増額は、主に小規模多機能型居宅介護サービスの利用増等によるもので、次の居宅介護福祉用具購入費 100 万円の増額は、在宅生活を支援するための福祉用具の購入増によるものでございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金 1,400 万円の減額は、在宅サービスの利用減に伴う在宅サービス計画の作成減によるものでございます。続いて、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金 1,200 万円の増額は、要支援認定者の在宅サービスの利用増によるものでございます。4 ページをお願いします。次の介護予防福祉用具購入費負担金補助及び交付金 50 万円の減額は、在宅生活を支援するための福祉用具の購入減によるものでございます。次の介護予防住宅改修費 200 万円の増額は、在宅生活支援のための住宅改修の増によるものでございます。次の地域密着型介護予防サービス給付費 50 万円の増額は、要支援者の小規模多機能型居宅介護サービスの利用増によるものでございます。次に、高額介護サービス等費の高額医療合算介護サービス等費 100 万円の増額は、医療と介護サービス利用額の負担軽減の対象件数が増加したことによるものです。

次に、5 ページ上段にかけての特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費負担金及び交付金 300 万円の増額は、施設サービス利用者等の負担軽減の対象者が増加したことによるものです。次の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の任意事業費委託料 74 万 1,000 円の増額は、配食サービスの利用者が増加したことによる

ものでございます。次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金 453 万 4,000 円の減額は、歳入歳出の財源調整を行うため減額をするものでございます。次の諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金、償還金利子及び割引料 643 万 5,000 円の増額は、平成 23 年度の介護給付費等の確定に伴い、超過交付となった国・県支出金の返還が生じたことによるものでございます。次に 1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金 290 万円の増額、次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金 200 万円の増額及び次の県支出金の県負担金、介護給付費県負担金 125 万円の増額は、保険給付費の増額に伴う各法定負担分の増によるものでございます。次の県支出金の財政安定化基金支出金の交付金 356 万 4,000 円の増額は、保険料率の抑制のため平成 24 年度に限り交付されるものでございます。2 ページをお願いします。続いて、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金 125 万円の増額は、保険給付費の増に伴う町法定負担分の増によるものでございます。続いて、繰越金の繰越金 167 万 8,000 円の増額は、歳出の財源調整を行うため、前年度繰越金を予算措置するものでございます。次に議案についてご説明いたします。それでは第 53 号議案をお願いします。保険事業勘定の規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,264 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5,577 万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 53 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 53 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 18、発議第 8 号、海田町議会基本条例の制定についてを議題とい

たします。議会改革特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、岡田委員長。

- 7 番（岡田） 議会改革特別委員会委員長の岡田でございます。それでは、海田町議会基本条例案について内容と提案理由をご説明をいたします。発議第 8 号、海田町議会基本条例の制定について、海田町議会基本条例案を次のとおり地方自治法第 110 条第 5 項及び海田町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出をいたします。平成 24 年 12 月 5 日、提出者、議会改革特別委員会委員長、岡田良訓。まず 2 ページをお開き下さい。この条例の基本理念、10 章全 26 条からなる条文の概要説明をいたします。基本理念は本町議会が分権時代の中でのあるべき姿、目指すべき方向などについて記載をしております。第 1 章、目的は 1 条からなり、この条例の目的は町民福祉の向上と町政の発展であり、議会の活動原則、町民及び町長との関係等基本的事項を定めることにより町民の負託に応える議会を実現をし、その目的を達成しようと定めたものでございます。第 2 章、議会及び議員の活動原則は 3 条からなり、議会の果たすべき役割、議会のあるべき姿、議会の構成員として議員の果たすべき役割、議員活動のあるべき姿、議長の対外的位置づけ、議会内部での役割などを定めたものでございます。第 3 章、議会と町民は 4 条からなり、町民に開かれた議会とするため本議会のほかに委員会等を原則公開とすること。議会の活動に関する情報を町民に提供し積極的に発信すること、議案に対する議員の賛否を公表することなどを定めたものでございます。第 4 章、議会と町長等は 4 条からなり、議会審議における議会と町長等との関係は常に緊張関係を保持すること、議員は町長等に対し必要な資料の提供を求めることができること、議会は議員間の討議を尽くし積極的に政策立案、政策提案を行うこと、議会の議決は議会の有する最大の権限であることを踏まえ、議決事件の追加などを定めたものでございます。第 5 章、議員間の討議は 1 条からなり、議会は言論の場という原則から議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図ることを定めたものでございます。第 6 章、委員会は 1 条からなり、会議や資料を積極的に公開し、町民にわかりやすい議論を行うよう努めることなどを定めたものでございます。第 7 章、政務活動費は 1 条からなり、議員は政策立案、調査研究のために政務活動費を活用するとともに、その用途を明確にしなければならないことを定めたものでございます。第 8 章、議会及び議会事務局の体制整備は 4 条からなり、議会は議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため議員研修の充実・強化に努めること、議員の政策立案等を補助する議会事務局の調査機能と法務機能を充実・強化、

組織体制の整備を図ること、議会が二元代表制の一翼である議事機関としての権能を十分に発揮するために財政的な裏づけとして必要な予算の確保に努めることなどを定めたものでございます。第9章、議員の政治倫理及び身分・待遇は4条からなり、議員が町民の信託に応えるため政治倫理の向上と確立に努めること、政治倫理基準に反すると疑惑当事者になった場合の説明責任の義務、議員報酬条例の改正成案を提起するときは町民への説明責任を果たすため明確な改正理由を付して提出することなどを定めたものでございます。第10章、議会改革等は3条からなり、議会は公正、透明で町民に開かれた議会を実現するために議会改革に不断に取り組むこと、この条例が議会の最高規範であること、議員の一般選挙後速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかの検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずることなどを定めたものでございます。最後に附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。8ページをお開きください。提案理由ですが、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会の役割の一層の重要性を認識し、立法機関及び執行機関の監視機関をあわせ持つ議事機関としての責任を果たし、もって町民の負託に全力で応えていくために、議会の最高規範としてこの条例は提出するものでございます。以上で海田町議会基本条例の提案の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。発議第8号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。異議なしと認めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）よって、発議第8号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第19、発議第9号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。これより発議第9号について採決を行います。お諮りいたし

ます。発議第 9 号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第 9 号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 20、発議第 10 号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。これより発議第 10 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 10 号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第 10 号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 21、発議第 11 号、海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第 11 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 11 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第 11 号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 22、発議第 12 号、海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。桑原議員。

○6 番(桑原) 6 番、桑原でございます。議員定数削減をする提案理由のご説明をさせていただきますと思います。私は 8 月 2 日、9 月 4 日の議会改革特別委員会において、来年 3 月の改選時に議員定数を 2 名削減する提案をしました。その時には議員の多くが定数だけではなく、報酬も含めて慎重審議し調査研究すべきだと反対されました。しかしながら平成 23 年度決算において町税は前年度に比較して約 2 億円、4.7%の減となって

おり、特に法人町民税においては前年度比較して 25.3%、約 1 億 4,000 万円の減となっております。海田町の財政の悪化が懸念されるところであります。このために執行部において、絶え間ない行政改革に取り組むとしておりますが、このことは従来行政改革による引き下げられた住民サービスのさらなる引き下げも予想されるところであります。現在、海田町マツダの関連会社が多くありますが、製造から販売まで至るまで 70 社近い企業があると思います。そのマツダさんの収支状況を見ますと円高の影響を受けて 2010 年度から 50%を海外で生産をしていくという方針が打ち出されました。この円高が続くと国内での生産は考えられないとまで言っております。そうすると、町税の減収は海田町の行政に大きな打撃があると推測され、さらなる行政改革を行っていかねばならない状況にあります。そういった中、町民の代表である我々議員が何をしなければいけないかということの主権者である町民の皆さんに示さなければいけないと思います。私は後援会を中心とした署名活動の中で、まだ途中経過でありますけども 4,000 名近い署名活動の署名の数が集まっております。身を切る覚悟で議会改革に取り組みたいという強い思いから議員の定数削減の条例改正を提出いたしました。最後になりますが、特別委員会に付託され、継続審議の必要ありという理由で結果的には廃案という方向にならないように、町民の代表議員の責任で本会議でスピード感のある採決をしていただくをお願いしたいと思います。議員の皆さん、賛同よろしく願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）9 点ばかり質疑を用意してきましたので、お尋ねいたします。ゆっくり言いますので、メモをとって答弁していただけたらと思います。まず最初にですね、議員、議会の改革、行財政を削減を議会でもするということですがけれども、町民 1 人当たりの議員報酬を見ますと 9 つ町がございます。全部で 23 の市町があって 9 つあるんですけども。府中町は法の上限が 26 を 8 減少させております。海田町も 26 を 10、議員定数を削減しております。熊野町が 26 を 16、これ 10 削減しとるんですね。坂町が 22 を 12、これも 10 削減しとる。一番近いので世羅町で 22 を 14 にしたのがごく最近です。1 人当たりの議員の町民から見る手当てですね、これは府中町が一番少ないという。議員の手当、海田町では 25 万 4,000 円ですが、かける 12 カ月で人口で割ったものの数字ですがけれども、町民 1 人当たりの府中町で 1,241 円、海田町で 1,712 円、世羅町で 1,625 円、坂町で 2,660 円と決して高くはありません。これ以上議員の削減をすると議会の機

能と民意が十分働かなくなるわけですね。そのことは住民サービスに大きく影響するんですが、これはどうですか、これが1点。それから2番目に、町を上げてJR高架事業を計画どおり実施しようとしている今、町と議会が一体となって盛り込む矢先にこのような提案をし、議会内で摩擦を大きくしたのでは町議会の力が発揮できない。そのことは町長と町民が1番困るわけです。撤回する気はないのか、あるのか。私ども、今回の12月議会で気を使って庁舎の建設はなるべく避けてですね、町政と議会と一緒にJR高架事業を実現をさせる、このことに私は傾注をしまいいりました。これは希薄をするのではないか。三つ目には、議員定数の削減は住民の声が届かないばかりか、このことを通じて住民サービスが低下をいたします。その例が広島市安芸区選出の市会議員の定数4名であります、誰一つJRの高架事業についてその促進の声を上げる者がいない。議員定数を削減すること、このような住民サービスに繋がる典型的な例であります。それでも削減をするのか、私は非常に疑問に思います。4つ目、行政改革の一環として16名から14名で提案ですが、それも一つの案かもしれません。本気で行政改革を提案するのなら、議員が出席した時だけ支払いをする日当制にという方法もあります。これも日当制にすれば現在の3分の1の経費で済みます。しかしそうすると、議員のレベルははかり知れない低下に繋がることもあります。また定数16名の議員はそのまま、報酬の削減という方法もあります。それはどうなのか。経費の面で言いますといろんな方法があるんですが、定数削減だけではありません。5番目、今この時期にJR高架事業に対する問題を控え、議員を減らすことは得策ではありません。より多くの議員で活動することこそ重要だと思いますけれども、これはどうですか。6番目、議員を減らすことにより町行政にどのような利点があるのか。ただ単に単なる経費削減なのかどうか、お尋ねをいたします。7番目、民意を最優先しなければならないのに、削減をするのか。それとも議会費を削減をするのか。今の時期はどちらも削減することにはふさわしくないというふうに考えます。時間をかけて審議すべきではありますが、どうですか。8番目、時間をかける問題について、今回の提案はどう見ても選挙目前にして政争の具としか受け取れません。国政の場合は度々議員定数削減が叫ばれておりますけれども、国会議員はこれまでほとんど削減をしておりません。そういう世論を背景にして、海田町に当てはめて削減という提案は、私は政争の具としか思えてなりません。ご存知のように、平成13年3月の選挙がありました。我々の選挙、その時は定数20名でした海田町は平成15年、2003年ですが、12月に定数25を18にして、そして平成16年9月に

18を16にしております。そして平成17年3月選挙で適用しておりますが、少なくとも1年6カ月慎重審議を重ねて、6カ月前に決めて被選挙権を有する町民に周知徹底をしております。そして現在の16となっております。今回は選挙直前に提案をして、町政の混乱に拍車をかけることに繋がるし、議会という組織は最も民主的な組織で民主主義の学校とも言われております。今回の提案はどう見ても議会が取る正しい姿ではありません。どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。最後ですが、議員の任期3カ月前では時間的に拙速すぎる。即決するのは審議不十分に繋がり、将来禍根を残すことに繋がります。それよりも議員の質を上げることが大事だと思います。4年間ほとんど町民に対し何もしない議員活動では、削減の声も出てくるのは当然といえば当然であります。そのような議員の活動では14名にしても12名にしても10名にしても、何もなかったら何ぼでも減せということが町民の中の声であがってくるわけであります。議員活動で有権者の負託に応える。先ほど決まった基本条例に基づいて真意に議員活動をすべきであるというように思います。議員の削減はこういう活動によって削減をすべきでないというふうに思いますが、いかがでしょうか、九つのことについてお尋ねをいたします。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）ベテラン議員の方から、かなり厳しいお言葉をいただきましたけども、私がこの提案をした理由というのは、まず今の海田町の状況、それと財政の状況、行財政改革という観点でしました。それとすべてのことに質問の中に通用する言葉なんですけども、やはり今のスピード感のない町政というものが非常に目立つ。反対のための反対をしていらっしゃるということも一つは私はちょっとやりたいと思います。行政改革のもう一つは、やはり議会と首長の溝がかなりあるというふうなことは新聞でもうたわれるところであります。私は町のことを考えるって皆さんおっしゃいますけども、本当に考えておられるのであればもっと早くスピード感のある、そういった議決もしなきゃいけないだろうし、いろんな話で、じゃあ16人が適切なのかという話にもなるわけですよ。16人が18人がどうなのかということではなくて、先ほど佐中議員が言われましたように、1回選挙を通ったら何もしない議員がいる、それは誰のことかわかりませんけども、そういうことは我々はあってはならないというふうに思っております。今の23市町の話がされましたけども、私は府中町は2,800人に1人、海田町は1,770何名ですか、に1人議員がおります。やる気になれば十分14名でこなせるという判断をしております。町議会が一体となって今からJRの高架事業を責めてかなきゃいけないという

話がありましたけれども、全くその通りだと私も思っております。しかしながら、やはり話し合っているのか、町長サイドと議会を話し合いをしないで、やっぱりああだこうだという話にはならないと思うんですよ。やっぱりもう少しタグを組んでいかなきゃいけない。そのタグを組むということは、これまでの禍根っているんですかね、ずっとそれが残って一緒にあって意見が違ふという話だろうと思います。中国新聞辺りの論評を聞きますと、やはり合併問題が尾を引いた議会と町長の間の溝だというふうに話しております。確かにそれは海田町の町民にとってプラスなのか何なのか。プラスにはならないと。全く逆の面ですね、反対。関係ない話ですよ、議会と町長の仲が良いとか悪いとか町民には。そういうものが顕著に出てくるというふうに思います。いろいろ9つされたんですけども、最後の選挙目的でこの削減をしたんじゃないかというふうにおっしゃいました。僕はこの3月にやはり定数削減というものに対して、今やらないと3月に間に合わないということで、ちょっと早めですが8月の2日に提案をさせていただきました。それは決して選挙目的ではありません。これは誤解していただきたくないというふうに思います。スピード感のある町政をしていかなければいけないという思いで、定数の削減というものをさせていただきました。まだ物足りないと思いますけども。行政改革っていう意味からいうと、日当制という話が出ました。日当制にされるのであれば、次の会議の時にそれを上程していただければ、また皆さんと話していきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西田議員。

○8番（西田）8番、西田でございます。まず、この議会が法で決まるところからまず話をさしてもらって、大きく3点ほど質疑をさせていただきます。まず日本国憲法においてですね、93条、地方公共団体は法律の定めることにより、その議事機関として議会を設ける。選挙によって議員が選ばれるというふうになっております。その地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の議員は、その社会公共団体の住民が直接選挙で選ぶ、いうふうになっております。地方自治法第89条では、議会の設置に関して、日本の地方公共団体は首長と議員を住民の直接選挙で選ぶ。それ以外のものはないということです。二元代表制である。その二元代表制というのは、行政と法律の権力の分離がはっきりする。これが大事なところでございます。これはオール野党というようなメリットがある。議会が執行部に対してきちっと議論ができる議会をつくるべき。行政の監視機能を十分発揮する必要があるのが議会であるというふうに思います。そこで質疑いたします。提案理由の中に、行財政改革という言葉で今回は出てきました

が、それまでの中身は住民感情によるものとか、先ほど説明がありましたスピード感がないとか、反対のための反対とか、こういうふうに言われたと思いますが、これらは我々議会に責任があるものではないと感じます。それは議会の立場から言いますと、それは執行部が議会を説得できる、議論できる材料を出せばきちっと議論をできるというふうに私は理解しておりますし、逆にそうあるべきです。なぜ最初の理由が行財政改革に変わったのか、それが１点目です。２点目、数々の近郊の市町の状況、先ほど佐中議員の方からありましたが、提案の中に２名削減というふうに言われておりますが、その２名の妥当性はどこにあるのか。これが２点目。議員定数に関して今回提案がなされてますが、議員報酬に関して調査研究され、その報酬が基本的に提案に出てくる内容だと。それはその提案理由の中にこの社会環境の悪化によって、財政収入等不足を生じてきているという理由。そうなれば、基本的に社会環境が上がった場合には上げるということですか。そういったことも考えられます。だから報酬に転嫁すべきと。議員報酬の方に転嫁すべきと考えますが、その点は検討されたかどうか。大きくその３点をお伺いします。

○議長（久留島）桑原議員。

○６番（桑原）大変厳しい質問で、どう応えていいかわかりませんが、まずわかることから２名の妥当性というふうなお話をされましたけども、２名の妥当性、本来であれば私は４名というふうに思っておりました。でもこれはあまりにも急速でそれが無理だという判断をして２名にしたわけです。これは２名の妥当性という理由にはならないと思いますけども、これは先ほど１回答弁しますけども、そりゃ報酬の削減という方法も考えました。８月の２日にその話をしたときに議員の皆さんは、その報酬の削減という話は出ませんでした。私は提案理由の中で２名削減ということはこの１２月の議会で提案をさせていただきますという話をその時からしております。議会の議会運営委員会ですか、議会運営委員会１１月２０日にありましたけれども、その時にも提案理由、この議員定数の削減、これを話しまして、その時にもそういう話は出ませんでした。それなら何でその時にそういったことも含めた話が出なかったのか、逆にお尋ねしたいと思います。それと１番目に、なぜ行政改革の提案理由に変わったのかっていうお話ですが、最初から私は行財政改革の一環としてこの削減の題目に挙げておりました。以上です。

○議長（久留島）西田議員。

○８番（西田）提案理由の中に行財政改革というふうに今、理由を言われたわけですが、行政改革面でちょっと考えてみたいと思います。地方主権一括法に基づいて今回もいろ

いろ議案が提案されております。地方分権という形で地方に権限移譲、それから財源も含めてくると思いますが、大事なことはそういったものがどんどんと地方に下りてくるということは、それらの決議はすべて議場において決定されるものです。となると、やはり地域住民から代表で出てる我々議員がしっかりと議論して、その決定を図るべきというふうに考えます。そういった環境の中でこの定数を減すというよりは、財政面の方の検討をすべきではないか。じゃ次に、財政面の財政改革の方で質疑をいたします。財政改革においては、国は国家公務員の給与改定臨時特例において引き下げを行っております。その中に総理大臣は 30、大臣 20、政務は 10、それから一般職員は 9～4 % ぐらいの減、こういうのが提案されております。それらを踏まえた時に町長の報酬の 3 分の 1 程度が議員報酬であるというのが市町村議会の調査資料から出てきております。うちの場合、町長は 82 万 1,000 円、町議会議員は 25 万 4,000 円、これは 30.9%。3 分の 1 以下になっております。となると議員だけの報酬だけではなくて、やはりこの特別職に関しての報酬をきちっと議論するべきで財政改革が図れるんじゃないかと思います。だからその点に対して、この 2 点。行政改革面、今の状況を踏まえた行政改革面と財政改革面、この 2 点に関してお伺いします。

○議長（久留島）桑原議員。

○6 番（桑原）それはこれから審議をしていきたいと思います。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。佐中議員。

○15 番（佐中）議長、動議を提出いたします。ただ今、議題となっております発議 12 号、海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については慎重審議をするため、議会改革特別委員会に付託をし、閉会中といえども審査できるようにすることをお諮りくださいますようお願いをいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ただ今、佐中議員から発議第 12 号、海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、議会改革特別委員会に付託して閉会中といえども審査できるようにすることの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立します。よって本動議をただちに議題といたします。佐中議員より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）ただ今、提案をされましたけれども、行財政改革という提案の理由であります、この行財政改革の中に議会費としていろいろな方法があるわけですね。その一つは先ほど言いました、議員定数の問題。二つ目には報酬の減額の問題。三つ目には日当制にする問題。いろいろな方法があるわけです。逆に議員定数はこのままにして、町民の皆さん方にサービスを向上させるために議員活動により以上にする、質を上げる、こういう方法もあるわけです。いろんなことがあるから慎重審議をするため、全議員がみんな集まって、いろいろ協議をして、最終的に決めたいという委員会付託を提案をしておるわけでございます。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。慎重審議というお話が今出ましたが、その慎重審議、8月にこの話が出まして、それからまた慎重審議ということになりますと、遅れますね、どんどんこの話が。その遅らせる意味、なぜそれはここで慎重審議になって遅らせるような形になるのかお聞かせください。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今日の通達にも3月18日告示で24日でしたか、投票というのがあります。被選挙権者に対して3カ月前にね、議員定数が16人から14人になる、これはね、議会としてあるべき姿じゃないんですね。せめて半年、1年前にこのことを決めて、誰でも町民がいつでも日本国籍があったら、町の住所権があったらですね、立候補できる、この条件を示させていく。これは議員として最低のそういう条件を作っている。ただ単に3カ月前にね、議会改革で予算を減せばええんだと。こんなやり方は議会として認められません。だから慎重審議をして、本当にこれでいいのかどうか。今まで20から、法的には26なんですね。それを削減をして20にした。しばらく20が続きましたよ。平成15年、これが18になり、また1年足らずで16になったんですね。しかも議員選挙があつて1年たって、そのことが審議されて、いろいろやって半年前、選挙の半年前に決めて、議会広報で町民に周知徹底をした状況。3カ月前になってね、こんなものを出されて、自分らの選挙で政争の具、私は当然。しかも先ほど請願権で4,000名集めとる。そりゃ請願権があるからそりゃ当然、町民や国民はこれは当たり前のことですが、請願権があつて請願を出すんらいいですが出していないんですね。ここに大きなまた問題があるわけです。請願をされた人が本当にこの議会に請願だという署名をされて出さ

れるんなら私は何も言いませんけれども、それを出さずに4名が提案をされること自体が私は請願の中身、請願をされた有権者の方々、請願書の人、私は裏切っと思うんですね。そうではなくて、請願と同時にここで審議をされるように出されていたら私も何とも言えません。以上です。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）8月の2日に議会改革で大事な話なんですね、これ。この話をしまして、それから私は1軒1軒ですね、町民の方にいろいろ聞きました。いろんな話を伺いました。こういう大事な話があるということです。8月から考えたら3カ月なんですね。9、10、11、今12月の頭です。ですからその間に何かそういうその、私は自分の調査研究のために動いてるんで、この度、結論出してるんですが。その3カ月の間は結局、何もそういうふうな手ごたえっていうんですかね、感じないので慎重審議にこの度されるのかということをお聞きしたいんですが、そこらについてどうですか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）繰り返しになりますけれども、被有権者にね、周知徹底をするためには期間が必要なんですね。今までもそうでした。もう3カ月しかないのにね、16から14というのはあまりにも拙速である。議会としてあるべき姿ではないんですね。議会は先ほどから言いますように民主主義の学校ですよ。町民に対して議会が町政を監視する。その位置役を担うのに、議会がね、そんなことをして、3カ月しかないようなね、そんな選挙のやり方をね、町民に公表すること自体が私は議会の役割をしないという、議員としてのね、役割は失格だというように思います。

（「何や」と呼ぶ者あり）

○15番（佐中）発言妨害じゃ。

（「何やそりゃ」と呼ぶ者あり）

○15番（佐中）発言妨害じゃないか。人が発言許可もろうとるのに。退場さしてくれ。

○議長（久留島）静粛にしてください。

○15番（佐中）発言妨害じゃろ。私は発言許可もろうとる。議長整理してくれ。注意してくれ。わしは許さん。

○議長（久留島）静粛にしてくださいね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

兼山議員。

○2番（兼山）慎重審議に反対です。

○議長（久留島）反対ですか、賛成ですか。

○2番（兼山）慎重審議に反対です。

(「何の討論はじめるん」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）動議について。

(「何の討論かを聞いてるんですよ。何を討論するんですか」

「議案か動議か」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）動議について。

○2番（兼山）動議には賛成です。発議には賛成です。

○議長（久留島）動議に対する反対か、賛成か。

○2番（兼山）動議には反対です。慎重審議に対する反対ですから。

○議長（久留島）反対討論ですね。動議に対する反対です。どうぞ。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。動議。慎重審議には反対の立場で討論します。広島県内市町の現行議員定数の状況はですね、ほとんどの自治体が従前の法定上限、地方自治法改正で平成15年1月1日に施行されましたが、この状況下においてもさらに現行定数の削減の動きが見られております。海田町と人口が同規模の竹原市が議員定数14名、人口が5万人を超える府中町でも議員定数が18名となっております。また、全国的に見ても多くの自治体において、行政改革などで住民に痛みをお願いするからには、議員自ら身を切り、痛みを分かち合う必要であるということで、議会改革の推進や議員定数削減を進めております。海田町においても、多くの住民の方々から他の市町と比べてコンパクトな町に、本当に議員が16名も必要なのかという疑問の声が出され、署名運動にまで発展しております。このように我々議員に対して住民から厳しい視線が向けられている中で、いつまでも議員定数削減問題を先送りし現状に甘んじるという姿勢はもはや許されない状況となっております。住民に対する責任ある行動を取る必要から、議員各位の良識ある判断のもと、議員定数の削減にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。賛成討論ですか。西田議員。討論されますか。

賛成討論許します。

○8番（西田）慎重審議の動議に対する賛成の立場から討論をいたします。先ほど質疑をいたしましたように、今、地方公共団体に迫っておるのは地方分権という流れが今、来ておると思います。その一例が今日議案を審議した内容です。地域主権一括法によっていろんな議案が各市町に下りてきております。そのためには、議員の町民の代表である議員の数を減すということは現況に合わない。その中で議員報酬の話も出てきております。だから行財政改革の点からもう少し慎重に審議すべきである。一度減すとこれ以上は議員定数を増やすというのは非常に難しい。こういう環境があると思いますので。だからそこは慎重に審議するべきということから賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。反対討論。動議に反対ですか。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。慎重審議に関する動議に対して反対の立場で討論いたします。皆さんがおっしゃるように確かに審議時間は足りません。議会改革で一度提案されたのみ。そういった意味では皆さんの意見に納得します。しかしながら、まず議員が身を切る。そういった立場で私は議員定数削減に賛成いたしております。もし皆さんがまだ審議時間も足らん、それは納得いかんというのであれば、この場で堂々と否決していただいて下さい。それからまた慎重審議をはじめていただきたいと思います。以上の理由により動議に反対いたします。

○議長（久留島）他に討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより本動議について、起立により採決を行います。お諮りいたします。本動議について賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数です。したがって、本動議は可決されました。よって発議第12号、海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、議会改革特別委員会に付託して閉会中といえども審査できることにいたします。以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。従って会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しま

した。以上で平成 24 年第 7 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまで  
ございました。

午後 4 時 2 1 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員